

第2章 健康で明るく暮らせるまちづくり

第1節 健康・医療

- 1 健康づくり
- 2 医療・救急
- 3 社会保障制度

第2節 福祉

- 1 地域福祉
- 2 子ども・子育て支援
- 3 高齢者福祉
- 4 障害者福祉
- 5 生活支援

第3節 暮らし

- 1 消費生活
- 2 雇用

本章の概要

本格的な高齢社会の中、健康寿命という考え方が浸透し、健康であることの重要性や健康づくりへの関心が一段と高まっています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染症予防への関心も高まっています。

このことから、様々な人が健康でいきいきと生活し、次世代を担う子どもたちが健やかに育つことができる環境の実現を目指し、医療や福祉の充実などにより、地域と一体となって誰もが健康で明るく暮らすことができるまちづくりに取り組みます。

第1節 健康・医療

1 健康づくり

市民の自主的な健康づくりを啓発・支援し、心身の健康の保持及び増進に資する取組を推進します。

2 医療・救急

地域医療体制の整備や救急体制の充実に取り組みるとともに、新型感染症への対応に取り組みます。

3 社会保障制度

国民健康保険や後期高齢者医療制度の適切な運用に努めるとともに、国民年金制度の普及啓発等を推進します。

第2節 福祉

1 地域福祉

民生・児童委員等の活動を支援するとともに、様々な課題を抱える人に総合的に対応し、解決の支援に努めます。

2 子ども・子育て支援

妊産婦と18歳までの全ての子ども及びその家庭を切れ目なく継続的に支援し、地域ぐるみの支援環境を整えるとともに、青少年の健全育成を図ります。

3 高齢者福祉

介護予防の推進や、社会参加機会の充実を図り、高齢者が豊かな生活を送れるまちづくりに取り組みます。

4 障害者福祉

障害者支援施策を推進し、障害のある人とない人が地域でともに暮らせる社会づくりに取り組みます。

5 生活支援

生活困窮者が相談しやすい環境を整備するとともに、各種支援を総合的に実施し、困窮状態からの脱却の支援に努めます。

第3節 暮らし

1 消費生活

市民が安全で豊かな生活を送れるよう、消費生活に関する情報提供や、各種啓発の充実に努めます。

2 雇用

雇用機会の充実や各種就労支援に取り組みるとともに、労働環境の改善を図ります。

第1節 健康・医療

1 健康づくり

■ 現状と課題

本格的な高齢社会の中、健康寿命という考え方が浸透し、健康であることの重要性や健康づくりへの関心が一段と高まっています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染症予防への関心も高まっています。

平成30年の本市における主要死因別死亡者数は、第1位が悪性新生物(*28)、第2位が心疾患、第3位が脳血管疾患となっており、悪性新生物による死亡者数の割合は、全体の約31.0%となっています(表2-1参照)。

医療技術の進歩により平均寿命は更に延びる傾向にある一方で、運動不足による体力の低下、栄養摂取の偏り、喫煙・飲酒等に起因する生活習慣病(がん・心臓病・脳卒中等)が増加しています。このような状況の中、本市では子どもから高齢者までを対象とした健康診査等、各種の保健関連事業を実施し、病気の予防と早期発見に向けた取組を行っています。

あわせて、健康維持のためには、疾病の予防・治療にとどまらず、自分の健康は自分で守るという意識を高め、市民のニーズに応じた適切な健康教育や相談体制によって支援することが重要であることから、総合体育館や保健相談センター等を拠点として、各種教室や健康相談等を開催しています。

今後も、市民の心身の健康の保持、増進に向けた取組を推進する必要があります。

表2-1 平成30年主要死因別死亡者数・死亡割合

死 因	死亡者数 (人)	総数に対する 割合 (%)	死 因	死亡者数 (人)	総数に対する 割合 (%)
悪 性 新 生 物	219	31.0	慢性閉塞性肺疾患	9	1.3
糖 尿 病	11	1.6	肝 疾 患	12	1.7
心疾患(高血圧性を除く)	100	14.2	腎 不 全	15	2.1
高 血 圧 性 疾 患	3	0.4	老 衰	42	6.0
脳 血 管 疾 患	47	6.7	不 慮 の 事 故	15	2.1
大 動 脈 瘤 及 び 解 離	12	1.7	自 殺	16	2.2
肺 炎	45	6.4	そ の 他	159	22.6
総 死 亡 者 数 (人)			705		

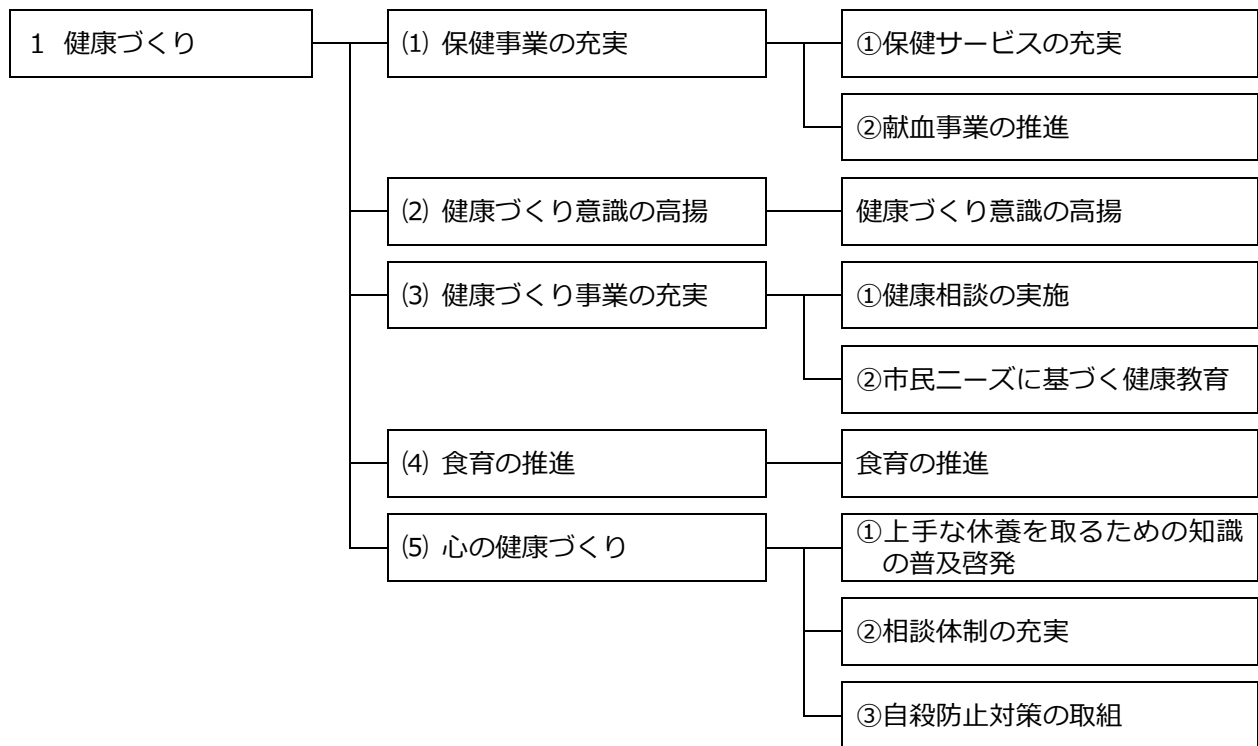
出典 多摩立川保健所資料

■ 基本方針



疾病の予防、早期発見等を図るため、健康教育や健康相談、健康診査等を一層充実するとともに、「自分の健康は自分で守る」という、市民の自主的な健康づくりを支援し、健康であることの重要性や健康づくりへの関心を一層高め、市民の心身の健康の保持及び増進に努めます。

(*28)悪性新生物：増殖・転移などの悪性を示す腫瘍。がんなど


■ 施策の体系・内容





(1) 保健事業の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 保健サービスの充実	<p>疾病の予防や早期発見を図るため、健康教育、健康相談、各種健康診査、がん検診等のサービスの充実に努めます。</p> <p>他市の動向を踏まえつつ、近隣市や関係機関との連携により、健康診査・検診の拡充を図ります。</p> <p>また、乳幼児の発達の遅れや疾病、障害の早期発見、健全な発育、育成を図るため、健康診査や育児相談等を実施し、きめ細かな保健サービスの充実に取り組みます。</p>	健康推進課	
	<ul style="list-style-type: none"> ○各種健康診査・相談事業の実施 ○健康教室の実施 ○妊産婦・乳幼児（歯科）健康診査や育児相談等の実施 ○妊産婦・新生児家庭（こんにちは赤ちゃん）訪問の実施 	子ども子育て支援課	
② 献血事業の推進	<p>日本赤十字社等と連携し、献血推進協議会を基軸として献血思想の啓発活動や献血運動等を推進します。</p>	健康推進課	
	<ul style="list-style-type: none"> ○献血車による献血事業の実施 	健康推進課	


(2) 健康づくり意識の高揚

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
健康づくり意識の高揚	<p>広報活動や啓発事業を実施し、運動の習慣化、疲労を回復するための十分な休養や食生活の改善など、健康づくり意識の高揚を図るとともに、食中毒や薬物乱用防止などの健康被害のリスクを避けるため、正確な知識の普及に努めます。</p> <p>また、健康づくり推進協議会等との連携により市民ニーズを的確に把握しながら、広報紙、ホームページ、SNS等を活用して保健事業予定表等の周知を行うなど、情報提供の充実に取り組みます。</p>		
	<p>○強靱化 広報紙、ホームページ、SNS等による情報提供</p>	健康推進課	




(3) 健康づくり事業の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 健康相談の実施	<p>健康への関心が高まる中、適切な健康づくりができるよう、個別の相談に応じ、家庭における健康づくりの支援を図ります。</p>		
	<p>○強靱化 保健師・栄養士・歯科衛生士による健康相談の実施</p>	健康推進課 子ども子育て支援課	
② 市民ニーズに基づく健康教育	<p>各種健康教室でのアンケート調査の実施等による市民ニーズに基づき、適切な健康教育を体系的に推進します。</p>		
	<p>○各種健康教室の実施【再掲】 ○健康運動の実施</p>	健康推進課	

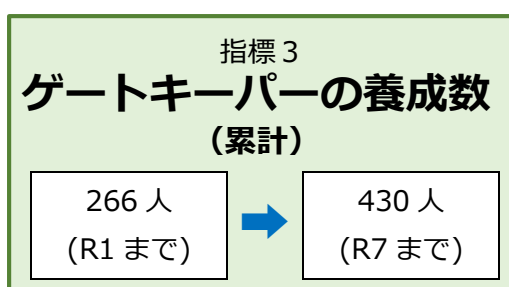
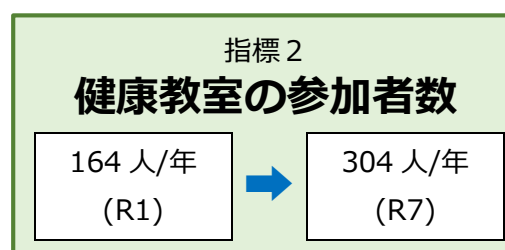
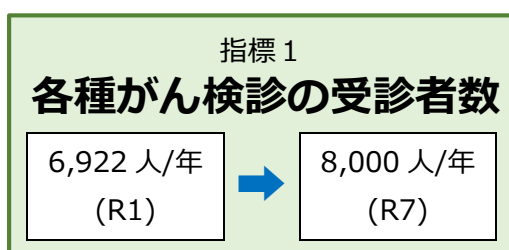
(4) 食育の推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
食育の推進	<p>家庭、学校、地域等と協力し、食育の取組を推進します。</p> <p>また、(仮称)武蔵村山市防災食育センターを整備し、食育の環境を整備します。</p>		
	<p>○食育に関する事業の推進 ○関係機関等とのネットワークの充実</p>	健康推進課 子ども子育て支援課 学校給食課	
	<p>○強靱化 (仮称)武蔵村山市防災食育センターの整備</p>	学校給食課	

(5) 心の健康づくり

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 上手な休養を取るための知識の普及啓発	働き盛りの世代を主な対象として、心を休め、質の良い睡眠をとる方法など、ライフステージに合わせた上手な休養の取り方に関する知識の普及啓発に努めます。 ○広報紙、ホームページ、SNS 等による普及啓発	健康推進課	
② 相談体制の充実	家庭・地域などにおける心の健康づくり等に関する相談体制の充実を図ります。 ○健康相談の実施	健康推進課	
③ 自殺防止対策の取組	地域や職場などで、相手の心身不調のサインに気付き、専門機関による相談等につなぐ役割を担うゲートキーパー(*29)の養成を促進します。 ○ゲートキーパーの養成	健康推進課	

成果指標



(*29)ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応（声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげて見守る等）を図ることができる人

2 医療・救急

現状と課題

本市内の医療施設は、平成30年10月1日現在で、一般病院が4か所、診療所が25か所あり、延べ112の診療科目（歯科を除く）で運営されています（表2-2参照）。

救急車の出動回数は、令和元年は4,008回を数え、救護人員も3,740人となっています（図2-1参照）。

救急体制については、消防団女性部が応急手当指導員の資格をいかし、市民に対して応急救護に関する知識と技術の普及を行っています。今後は消防団の多様な人材を活用し、応急救護を指導できる人材を増やしていく必要があります。

また、休日・休日準夜の内科・小児科の救急患者の対応については、市医師会に委託して保健相談センターにおいて休日・休日準夜診療を実施しているほか、武蔵村山病院において小児初期救急準夜診療及び小児二次救急診療を行っています。

あわせて、市内の当番歯科医療機関において休日歯科診療を実施しています。

今後も、市民が身近な地域で安心して健康相談や治療が受けられるようかかりつけ医及びかかりつけ歯科医づくりを推進するとともに、休日・休日準夜診療や救急医療体制の充実など地域保健医療の整備に努める必要があります。

一方、新型コロナウイルス感染症については、世界各地で感染が拡大しており、日本国内でも収束の見通しは立っていない状況です。新型コロナウイルスに限らず、新たな感染症等が発生した場合に備え、平成27年3月に改定した「新型インフルエンザ等対策行動計画」や「業務継続計画（新型インフルエンザ等編）」に基づき、状況に応じた措置対応に努め、今後の動向を注視するとともに、国や東京都と連携し、市としての対応能力を高める必要があります。

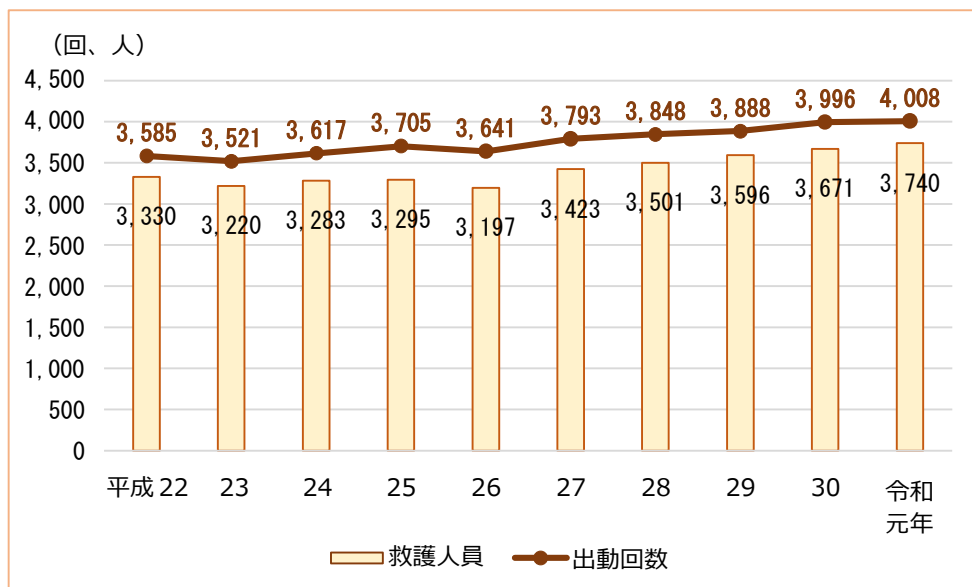
表2-2 診療科目別病院・診療所数（歯科を除く）（平成30年10月1日現在）

診療科目	病院・診療所数	診療科目	病院・診療所数
内 科	25	整 形 外 科	7
呼 吸 器 内 科	4	小 児 外 科	-
消化器・胃腸内科	6	産 婦 人 科	1
循 環 器 内 科	4	産 科	-
小 児 科	15	婦 人 科	2
精 神 科	1	眼 科	6
ア レ ル ギ ー 科	3	耳 鼻 い ん こ う 科	2
神 経 内 科	3	皮 膚 科	9
リ ウ マ チ 科	2	泌 尿 器 科	5
外 科	5	リハビリテーション科	6
脳 神 経 外 科	-	放 射 線 科	3
消化器・胃腸外科	1	麻 酔 科	2
総 数			112

出典 東京都福祉保健局資料

図 2-1 救急車出動状況の推移

(各年 1 月から 12 月まで)



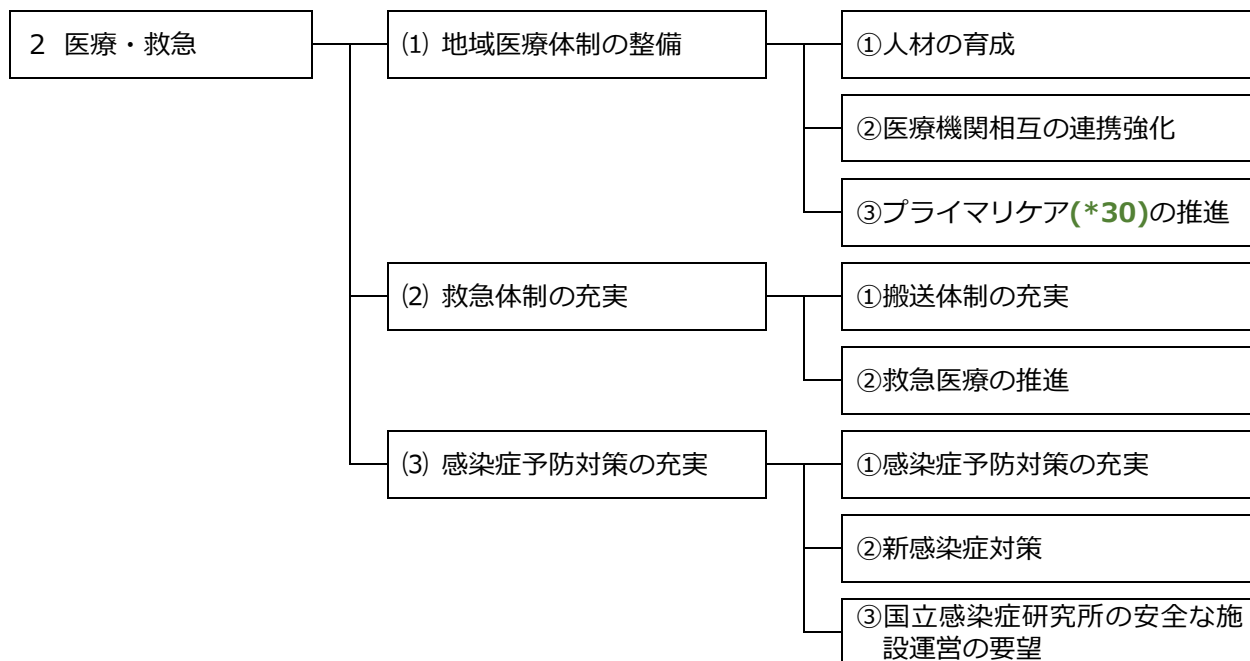
出典 北多摩西部消防署資料

基本方針

誰もが身近な地域で気軽に健康相談や診療を受けられるよう、かかりつけ医、かかりつけ歯科医づくりを推進するとともに、休日・休日準夜診療や救急医療体制の充実など地域保健医療の充実に取り組めます。




また、国や東京都と連携し、新型コロナウイルス等の新感染症に対する適切な対応に努めます。

施策の体系・内容





(*30)プライマリケア：病気の診察や治療だけでなく、応急処置や専門機関への紹介などが行われる、患者が最初に接する医療の段階

(1) 地域医療体制の整備

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 人材の育成	保健サービスの高度化と需要の増大に対応するため、保健師、栄養士、歯科衛生士等の専門的人材の資質向上に努めます。		
	○ 強靱化 保健師、栄養士、歯科衛生士等の資質向上の推進	健康推進課 子ども子育て支援課	
② 医療機関相互の連携強化	地域医療連携の充実に努め、質の高い医療サービスの提供と医療資源の有効活用により、地域医療の向上を図ります。		
	○ 強靱化 医師会等関係機関との連携	健康推進課 子ども子育て支援課	
③ プライマリケアの推進	かかりつけ医及びかかりつけ歯科医づくりの推進に努めるとともに、医師会等関係機関の協力を得て、総合的・継続的な診療の充実に努めます。		
	○ 強靱化 総合医(*31)の充実、推進	健康推進課 子ども子育て支援課	

(2) 救急体制の充実

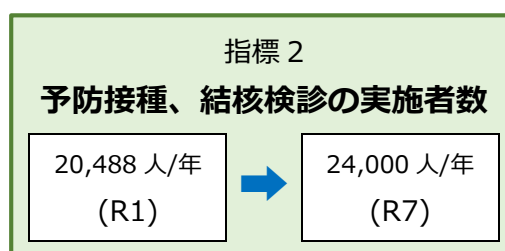
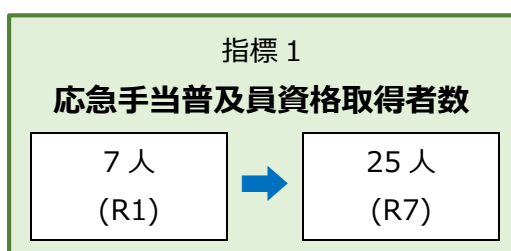
項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 搬送体制の充実	災害時等に多発する救命救急需要に対処するため、東京都に対し、災害時における搬送体制の充実を要請するとともに、消防団において応急手当普及員を養成し、指導できる人材を増やすことで、市民への救命救急技術の普及に努めます。		
	○ 強靱化 救急搬送体制の充実要請	健康推進課	
	○ 強靱化 消防団による救急救命技術の普及	防災安全課	
◎ 強靱化 消防団員の応急手当普及員の養成			
② 救急医療の推進	診療時間外（夜間・休日）の急病で、緊急の医療を必要とする患者に対応するため、医師会や救急医療機関と連携し、第一次救急医療を推進するとともに、交通事故等によるけが、入院や緊急手術が必要な重症患者への対応に努めます。		
	○ 強靱化 救急医療機関との連携 ○休日・休日準夜診療事業の実施 ◎休日歯科診療の実施	健康推進課	

(*31)総合医：患者の特定の臓器等に着目するのではなく、全体的な健康の問題に対して治療等を行う医師

(3) 感染症予防対策の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 感染症 予防対 策の充 実	<p>感染症予防のための各種予防接種等を実施するとともに、子ども・子育て応援ナビを運用し、接種率の向上を図ります。</p> <p>また、新型コロナウイルス等の新感染症について、正しい知識の普及啓発と医療体制の充実を図ります。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○予防接種事業の拡充 ○子ども・子育て応援ナビを活用した予防接種の情報提供 ○強靱化感染症についての啓発活動 ○強靱化新感染症に対応する医療体制の充実 	健康推進課	
② 新感染 症対策	<p>平成 27 年 3 月に改定した「新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「業務継続計画（新型インフルエンザ等編）」に基づき、国や東京都と連携し、状況に応じた措置対応に努め、感染症予防対策を講じながらも、市民生活に直結する事業の執行に影響が生じないように、優先すべき事業を定め必要な人員を確保します。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ◎強靱化新型コロナウイルス感染症への対応 	健康推進課 関係各課	
③ 国立感 染症研 究所の 安全な 施設運 営の要 望	<p>国立感染症研究所村山庁舎の BSL-4 施設(*32)については、万全の安全対策や当該施設の市外適地への移転について引き続き要望します。</p> <p>また、国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会の構成員として市職員を派遣し、施設運営等についての確認を行い、情報共有を図ります。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○強靱化万全の安全対策と施設移転の要望 ○強靱化関係機関との情報共有・連絡体制の確立 	企画政策課	

成果指標



(*32)BSL-4 施設：BSL はバイオセーフティレベル (Bio Safety Level) の略。ウイルスなどの病原体を扱う施設のうち、世界保健機関 (WHO) が定めるレベル 4 に属する、エボラウイルスやラッサウイルスなどを取り扱うことができる施設

3 社会保障制度

■ 現状と課題

《国民健康保険》

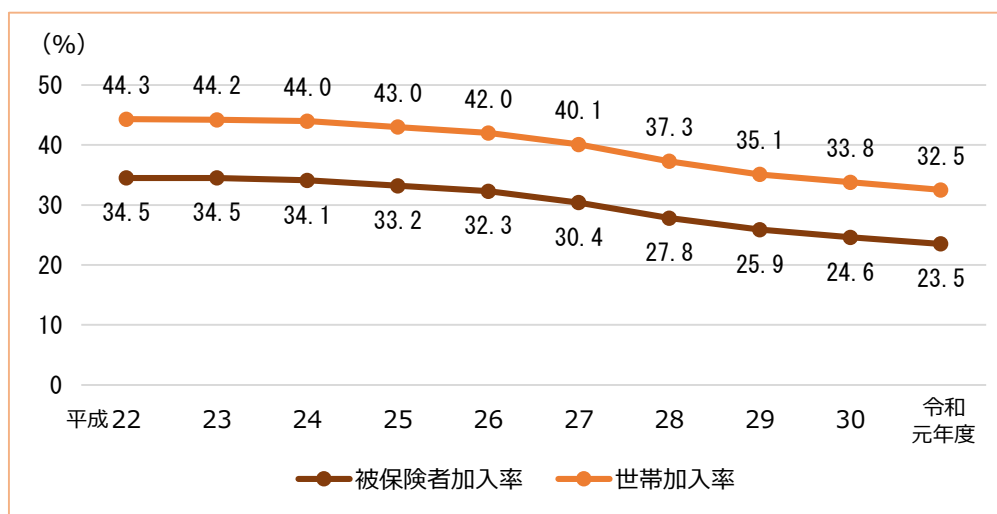
国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤をなす制度として非常に重要な役割を担っています。

平成30年度に行われた国民健康保険制度改革により、国民健康保険の財政運営の責任主体が東京都となり、制度の安定化が図られましたが、高齢化の進展や医療の高度化等によって、被保険者一人当たりの医療費が年々増加していく傾向にあることや、税負担能力の比較的低い層を抱える構造であることなどにより、その事業運営は大変厳しく、毎年度一般会計からの多額の繰入れによって収支の均衡を保っている状況にあります。

今後も、一層厳しい事業運営を迫られることが予想されており、国民健康保険制度を持続可能な制度として安定的に運営していく必要があることから、「国保財政健全化計画」に基づき、一般会計からの法定外繰入金（決算補填目的）を解消するため、適宜適切に国民健康保険税率の見直しに取り組むとともに有効な収納確保策を実施し、収納率の向上を図る必要があります。

また、特定健康診査の受診率の向上に資する取組やレセプト(*33)及び特定健康診査結果データの分析に基づき、本市の地域特性や被保険者の健康課題を把握し、その健康課題に対応した効果的かつ効率的な保健事業を実施することで、生活習慣病等の早期発見と重症化の予防を図るとともに、医療費の適正化を推進する必要があります。

図2-2 国民健康保険加入者割合の推移 (各年度3月31日現在)



出典 保険年金課資料

(*33)レセプト：保険医療機関が1か月の診療行為をまとめた診療（調剤）報酬明細書

《後期高齢者医療制度》

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療を中心に国民医療費が増大する中、国民皆保険を維持し医療保険を将来にわたり維持可能なものとしていくため、高齢社会に対応した仕組みとして高齢者と現役世代の負担を明確化するため、原則 75 歳以上を対象に平成 20 年度から新たな医療制度として創設されたものであり、都内全ての区市町村が加入している「東京都後期高齢者医療広域連合」によって制度が運営されています。

今後も、多くの高齢者が健康を維持できるよう、本制度の円滑な事務処理を推進するとともに、健康診査の受診率を向上させる必要があります。

また、高齢者の心身の多様な課題に対応したきめ細かな支援を行うため、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に運用するための検討を行い、事業を実施していく必要があります。

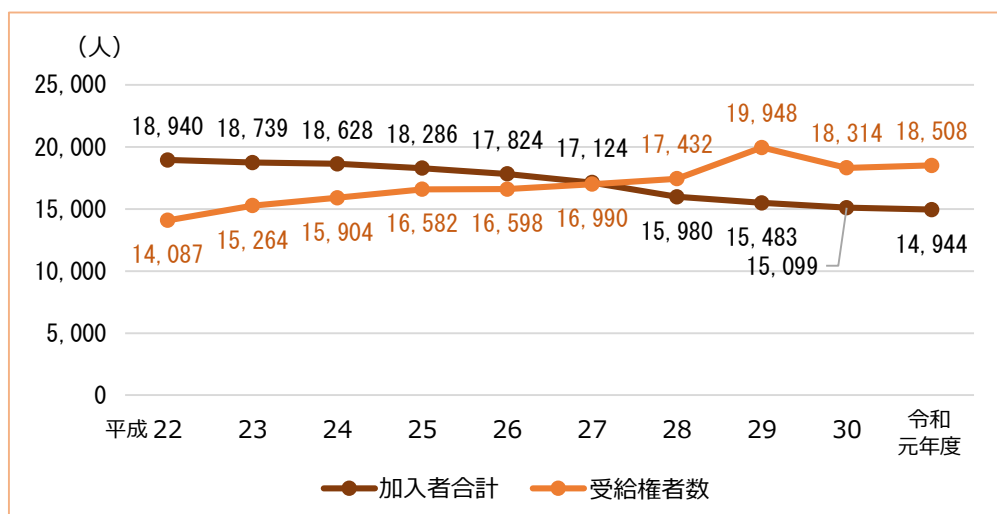
《国民年金》

国民年金の運営は、世代と世代の支え合いという相互扶助を基本としており、その費用は、全ての加入者が保険料を公平に負担することによって賄われています。

国民年金制度は、更なる高齢化の進展が確実な中で、老後の生活の基本的部分を支えるものとして重要な制度であることから、市民が安心して生活を続けられるよう、特に若年者層への制度の周知をより一層推進していく必要があります。

また、国民年金保険料の納付が困難な被保険者については、関係機関と連携を図りながら、保険料の免除や納付猶予制度の周知及び一層の充実を図っていく必要があります。

図 2-3 国民年金加入者の推移 (各年度 3 月 31 日現在)



出典 保険年金課資料

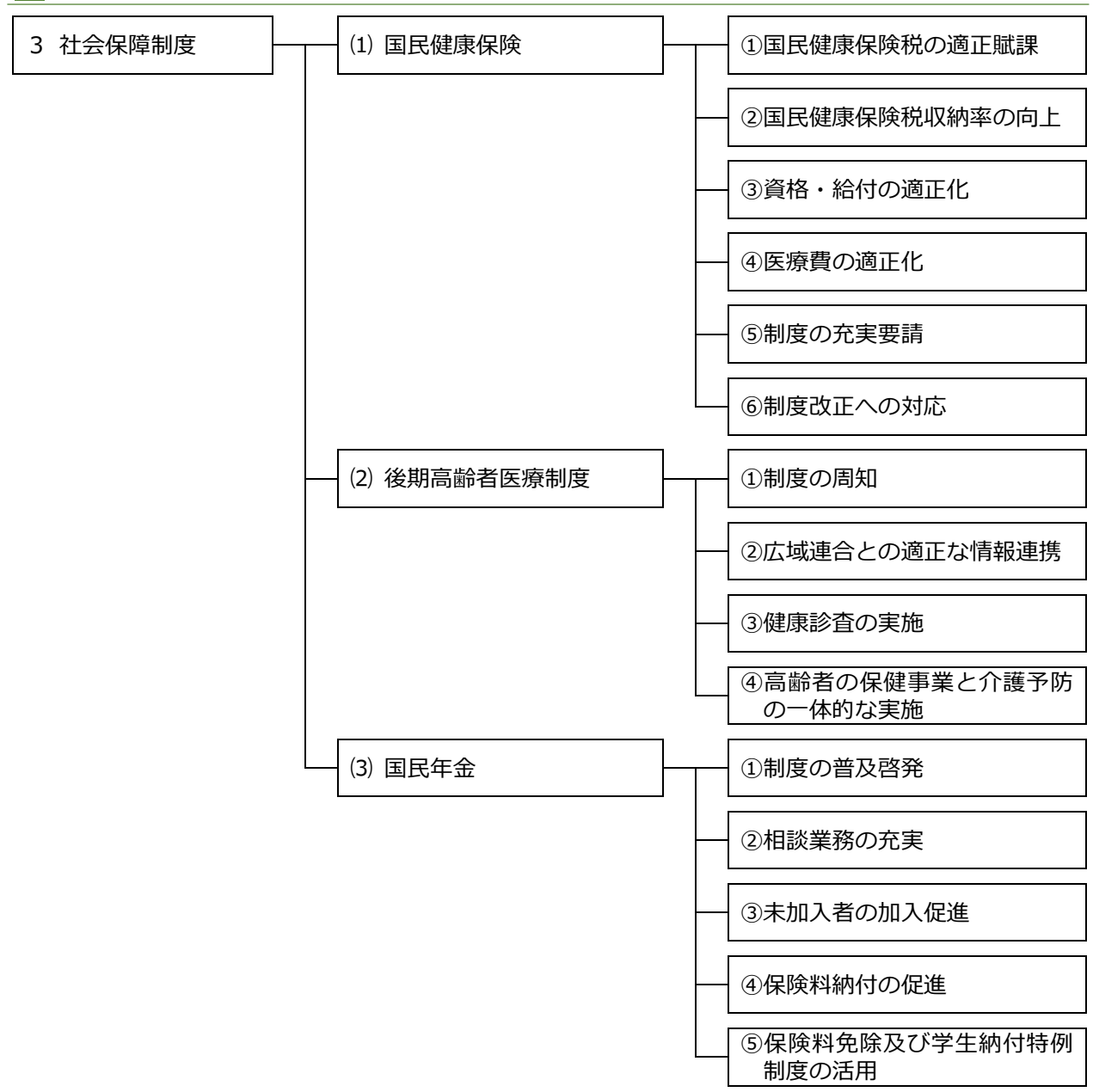
■ 基本方針

国民健康保険制度については、レセプト及び特定健康診査結果データの分析を行い、その健康課題に対応した保健事業を実施することで、医療費の適正化を図るとともに、国民健康保険税の適正な賦課をすることにより、国民健康保険事業の財政の健全化に取り組みます。


後期高齢者医療制度については、制度に対する理解を図り、健康診査の受診率の向上に努めます。




国民年金制度については、制度に対する理解と未加入者の加入促進に取り組み、制度の充実を図るため、関係機関との連携を推進します。

■ 施策の体系・内容





(1) 国民健康保険

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 国民健康保険税の適正賦課	<p>「国保財政健全化計画」に基づき、計画的に国民健康保険税率の見直しを行います。</p> <p>また、負担の公平化の観点に基づいた国民健康保険税の適正賦課を図り、財源の確保に努めます。</p> <p>○適正な国民健康保険税の賦課</p>	保険年金課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
② 国民健康保険 税収納率の向上	<p>収納対策の強化の一環として、納付書付催告書の導入について検討を行います。</p> <p>また、文書催告や自動電話催告システムを効率的に活用し、滞納事案の早期解決に努め、国民健康保険税収入の確保を図ります。</p> <p>納税者の口座振替に係る手続の負担を軽減するため、マルチペイメントネットワーク(*34)を活用した口座振替受付サービスの周知、活用を推進します。</p> <p>納付方法の多様化については、納税者の利便性及び収納率の向上を図るため、スマートフォン決済アプリによる納付や、クレジットカードによる納付等の導入について検討を行います。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○収納対策の強化 ○口座振替の推進 	収納課	
	<ul style="list-style-type: none"> ○コンビニエンスストア収納の運用 ○納付方法の多様化の検討 	収納課 会計課	
③ 資格・給付の適正化	<p>資格の取得及び喪失時の早期届出を広報紙等により市民に広く周知するほか、オンライン資格確認の導入により、資格及び医療機関からの保険給付費の請求の適正化を図ります。</p> <p>また、レセプト点検において AI 及び RPA を活用し、不正、不当利得及び第三者行為の発見に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○レセプト点検事務の充実 ○広報紙、パンフレット等による制度の周知 	保険年金課	
④ 医療費の適正化	<p>特定健康診査の受診率等の向上に資する取組や、レセプト及び特定健康診査結果データの分析に基づき、本市の地域特性や被保険者の健康課題を把握し、その健康課題に対応した効果的かつ効率的な保健事業を実施し、生活習慣病等の早期発見や重症化の予防に努めるとともに、医療費の適正化を図ります。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○特定健康診査、特定保健指導の実施 ○特定健康診査の受診勧奨の実施 ○保健事業の実施及び充実 (糖尿病性腎症重症化予防、健診異常値受診勧奨、生活習慣病治療中断者受診勧奨、受診行動適正化保健指導等) ○差額通知送付、パンフレット等の配布による後発医薬品の利用促進 ○医療費通知の送付 ○人間ドック等費用の一部助成 	保険年金課 健康推進課	

(*34) マルチペイメントネットワーク：自治体や企業等の収納機関と金融機関を結び、利用者が ATM や電話、パソコン等の様々な手段で支払い手続を行うことができるネットワーク

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
⑤ 制度の充実要請	国や東京都に対して、国民健康保険事業への財政措置の充実等を要請するとともに、多子世帯への国民健康保険税の減免制度等を設けるよう働きかけます。		
	○関係機関への要請	保険年金課	
⑥ 制度改正への対応	制度改正の動向を的確に把握し、制度が見直される場合には、市民に混乱が生じることのないよう準備を進め、適切な情報提供を行います。		
	○制度改正への準備 ○市民への情報提供	保険年金課	

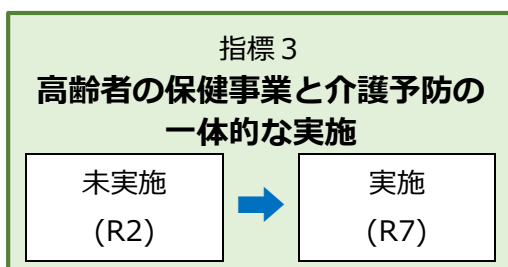
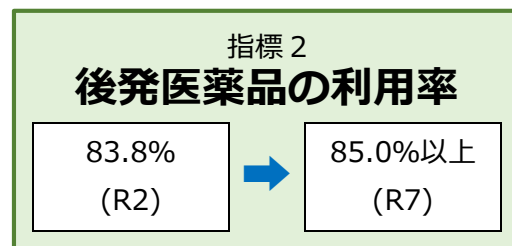
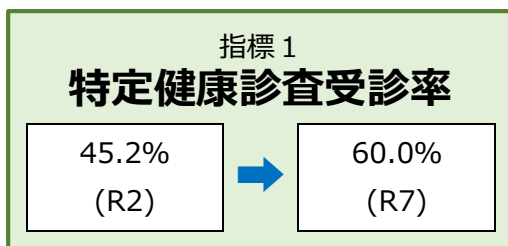
(2) 後期高齢者医療制度

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 制度の周知	後期高齢者医療制度について、広報紙等で周知するとともに、相談業務の充実に努めます。		
	○制度の周知 ○相談業務の充実	保険年金課	
② 広域連合との適正な情報連携	後期高齢者医療制度に加入している被保険者に関する情報を適正に管理するため、広域連合との連携を強化します。		
	○広域連合との情報連携の強化	保険年金課	
③ 健康診査の実施	高齢者の健康増進を図るため、健康診査を実施するとともに、受診率の向上に努めます。 また、疾病の予防推進及び早期発見につなげるため、人間ドック及び脳ドック費用の一部助成を実施します。		
	○健康診査の実施 ○健康診査受診率の向上 ○人間ドック等費用の一部助成【再掲】	保険年金課 健康推進課	
④ 【新規】高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	高齢者の心身の多様な課題に対応したきめ細かな支援を行うため、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施するための検討を行い、効果的かつ効率的な事業の実施に努めます。		
	◎事業の検討、実施	保険年金課 高齢福祉課 健康推進課	

(3) 国民年金

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 制度の普及啓発	国民年金事業の円滑な運営と制度の安定を図るため、普及啓発に努めます。		
	○国民年金制度の普及啓発	保険年金課	
② 相談業務の充実	国民年金制度への正しい理解を促進し、適正な年金給付が受けられるよう相談業務の充実に努め、日本年金機構との緊密な連携の下、受給権の確保に努めます。		
	○相談業務の充実	保険年金課	
③ 未加入者の加入促進	日本年金機構との連携を密にし、未加入者の把握に努め、加入を促進します。		
	○国民年金制度の普及啓発【再掲】	保険年金課	
④ 保険料納付の促進	市民の年金受給権確保のため、保険料納付の必要性について、広報活動の強化に努めます。		
	○保険料納付の促進	保険年金課	
⑤ 保険料免除及び学生納付特例制度の活用	保険料納付困難者の受給権を確保するため、保険料免除制度及び学生納付特例の周知と利用促進に努めます。		
	○保険料免除制度等の周知	保険年金課	

成果指標



第2節 福祉

1 地域福祉

■ 現状と課題

核家族化、少子高齢化に伴う本格的な人口減少社会の到来など地域社会の変容に伴い、経済的な困窮や配偶者等からの暴力・虐待、孤立化・孤独化など、地域における生活課題や福祉課題は複雑化・多様化し、日常生活・地域生活を営むことが困難な人が増加しています。これらの課題全てに公的な福祉サービスのみで対応することは困難な状況となっています。

一方で、事業者をはじめ、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会やボランティア団体など、福祉向上のために地域を基盤とした活動を行う既存の社会資源や担い手は、当該団体等の加入者の減少や高齢化によって活動の継続が困難になるなどの課題を抱えており、地域住民をはじめとした新たな担い手の創出が喫緊の課題となっています。

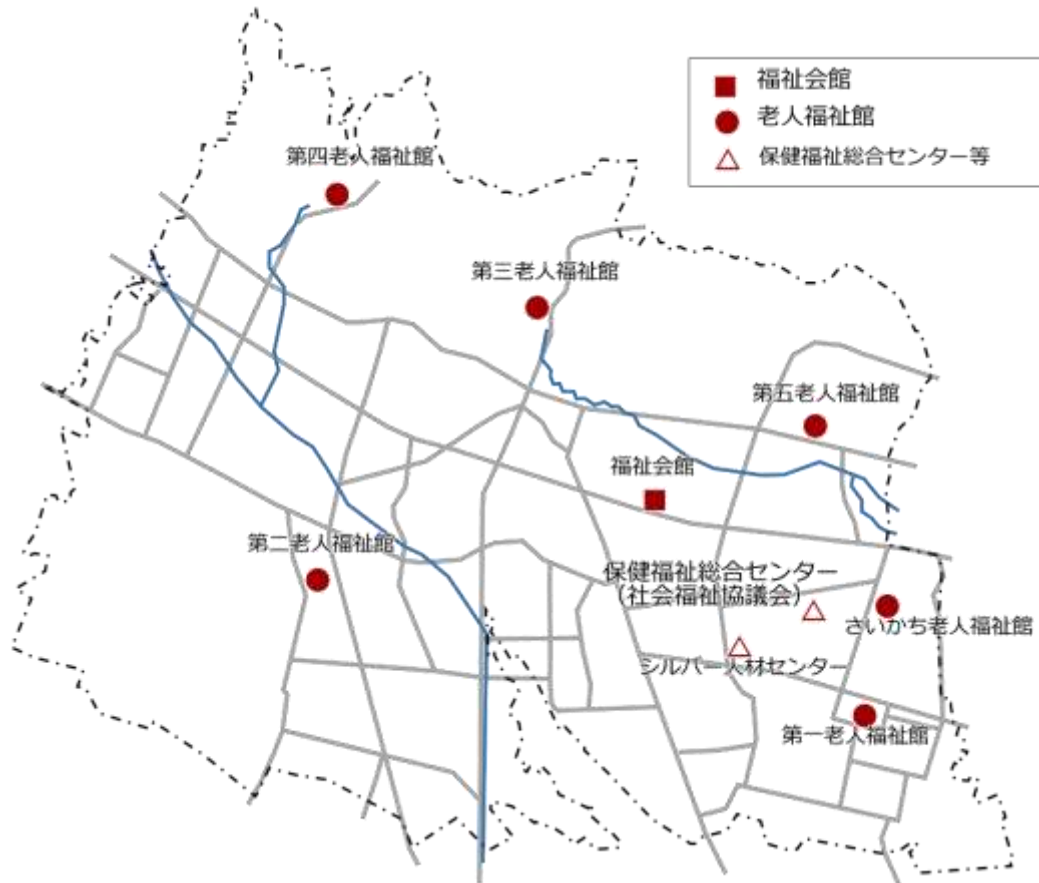
このような状況の中で、市民の地域での暮らしを支えるためには、複合的な課題を抱え支援を必要とする人が、一つの窓口でワンストップに相談できるような環境の整備などの公的な福祉サービスの充実が求められています。

あわせて、地域の多様な主体が、自分たちができる事を考え共通の目標に向かって課題を解決するため、地域福祉コーディネーターを活用した、公的機関や制度によらない地域における助け合いの仕組みづくりを推進するなど、それぞれが協働する中で課題を解決する力を再構築する地域の在り方が求められています。

これを受けて、各福祉分野の計画を包括し、横断的に連携を図る役割を担う「地域福祉計画」を策定し各種施策に取り組んでいます。

今後も、懸念されている本格的な人口減少や高齢化の進展や、社会経済情勢の変化の中、地域のあらゆる住民が役割を持ち、近隣の人々との信頼関係に基づく協力や相互扶助に支えられながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、市民と事業者と市が協働することによって助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けた取組を一層推進していく必要があります。

図 2-4 福祉施設位置図



出典 福祉総務課資料

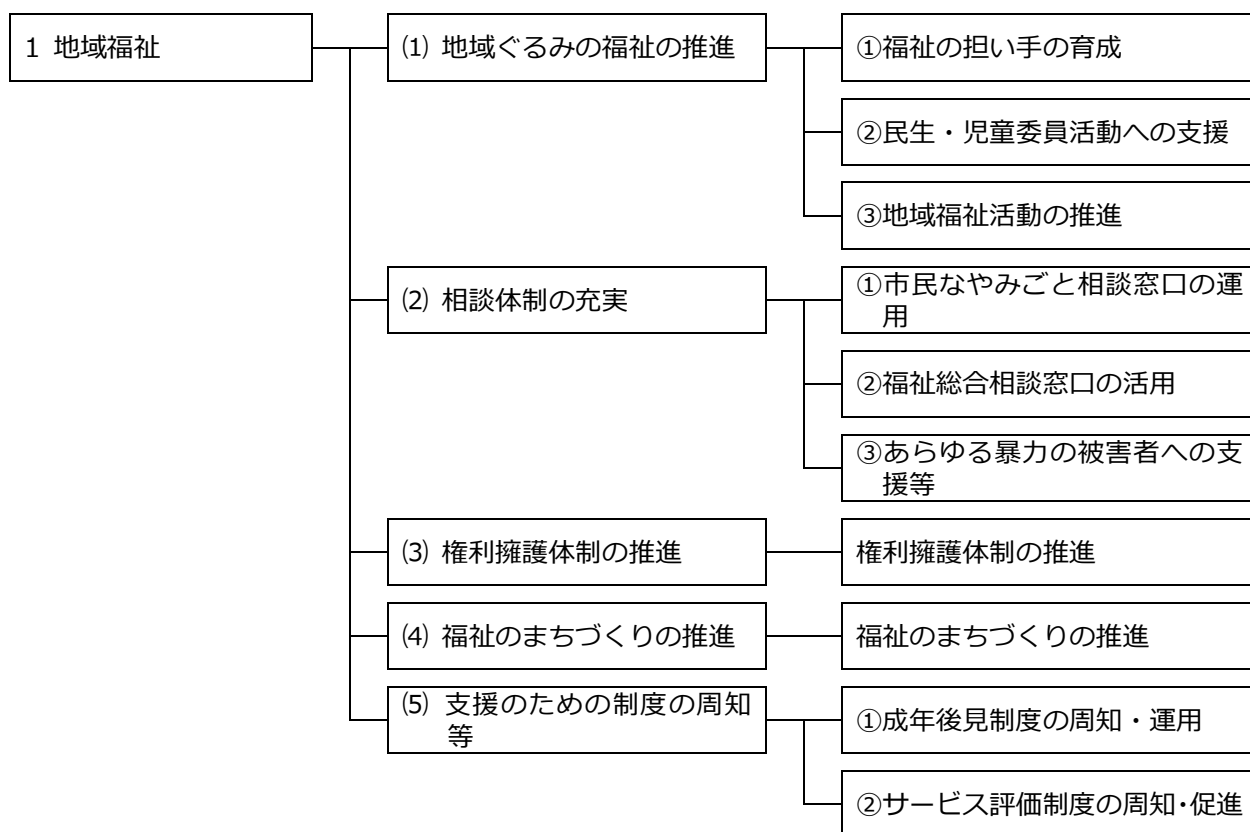


<福祉会館>



基本方針


地域共生社会の実現に向けて、複合的な課題を抱える人や、地域で孤立している人を支援の手から取りこぼさないよう、必要なサービスを必要な人が受け取ることのできる包括的な支援の仕組みづくりに取り組めます。

施策の体系・内容



(1) 地域ぐるみの福祉の推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 福祉の担い手の育成	ボランティア・市民活動センターや地域包括支援センター、社会福祉協議会、各種団体等と連携し、地域のニーズに応じた知識や技術を習得するための機会を設けて、ボランティアの人材育成や資質の向上を図ります。 また、民生・児童委員や福祉関係団体と連携して、地域の実情に沿った福祉活動を行えるよう、環境の整備に努めます。		
	○介護職員初任者研修の実施 ○介護支援ボランティアの育成	高齢福祉課	
	○ 強靱化 ボランティア・市民活動センターの機能強化、事業の充実【再掲】	協働推進課	
② 民生・児童委員活動への支援	民生・児童委員活動を更に充実させるため、支援の必要な方や地域の実情を把握するために必要な情報の共有に努めるとともに、地域の人口の変化や少子・高齢化に対応した担当区域の見直しについて検討を進めます。		
	○ 強靱化 民生・児童委員の担当区域の見直し ○ 強靱化 独居高齢者名簿等の民生・児童委員活動に必要な情報の提供	福祉総務課	


項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
③ 地域福祉活動の推進	地域福祉活動の中核的役割を担う社会福祉協議会との連携により、地域に密着した福祉活動を推進します。		
	○ 強靱化 社会福祉協議会への支援	福祉総務課	

(2) 相談体制の充実


項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 市民なやみごと相談窓口の運用	生活困窮者を含めた多様な市民の相談に積極的かつ総合的に対応可能な、市民なやみごと相談窓口において、市民の抱える課題の解決に向けた支援を行い、離職者等には就労支援及び就労支援事業によって就労の機会を提供します。		
	○総合相談業務の充実 ○生活困窮者支援のための庁内体制の確立及び関係機関とのネットワークの構築 ◎就労支援事業と家計改善事業の一体的な実施	福祉総務課	
② 福祉総合相談窓口の活用	社会福祉協議会内に設置した福祉サービスの利用に関する相談、苦情対応などを行う福祉総合相談窓口の利用の促進を図ります。		
	○福祉総合相談窓口の利用促進	福祉総務課	
③ あらゆる暴力の被害者への支援等	あらゆる暴力の実態等に関する理解を深めるため、相談窓口において周知カードやパンフレットを作成・配布するとともに、広報紙やホームページ、SNSなどの多様な手段や機会を通して、情報の提供と早期相談の促進に努めます。		
	また、相談や関係窓口で対応する職員が、それぞれの部署の職責に応じて適切な対応ができるよう庁内連携組織を設置し、情報管理を徹底します。		
	さらに、子どものいる家庭などでは、直接の暴力行為でなくても心理的虐待となりうることを周知します。		
	◎DV(*35)相談窓口周知グッズの配布	福祉総務課	
○あらゆる暴力の防止啓発活動の推進	協働推進課		
○相談業務の充実	福祉総務課 子ども子育て支援課		
○庁内連携組織の設置	福祉総務課 関係各課		

(*35)DV：ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）の略。主に、配偶者や恋人などの親密な関係にある者又はあった者から振るわれる暴力



(3) 権利擁護体制の推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
権利擁護体制の推進	判断能力の不十分な人の権利擁護を推進するため、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の充実を図るとともに、市民後見人の養成や法人後見の実施について研究を進めます。		
	○権利擁護事業の充実	福祉総務課	

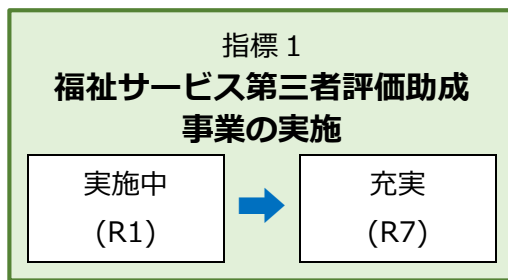
(4) 福祉のまちづくりの推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
福祉のまちづくりの推進	全ての市民が安全かつ快適に暮らせるよう、利用しやすい住宅の供給・確保や道路、公園等の公共施設の整備・改善に努め、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。		
	○ 強靱化 ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりの推進	関係各課	

(5) 支援のための制度の周知等

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 成年後見制度の周知・運用	認知症患者や知的障害者、精神障害者等の財産管理や身上監護を行う成年後見制度の周知を行うとともに、申立費用や報酬の助成等の利用支援を行います。		
	○成年後見制度の周知 ○成年後見制度利用支援事業の運用	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課	
② サービス評価制度の周知・促進	福祉サービス事業者の第三者評価制度の周知に努めます。 また、福祉サービス事業者による提供サービスの自己評価を促進します。		
	○福祉サービス第三者評価制度の周知 ○福祉サービス第三者評価への助成	高齢福祉課 障害福祉課 子ども青少年課	

■ 成果指標



2 子ども・子育て支援

■ 現状と課題

少子化・核家族化の進展、ライフスタイル・家族観の多様化、住民の近隣関係の希薄化などを背景に、子どもやその家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、青少年が心豊かに成長するための環境も失われつつあります。子どもは未来の担い手であり、一人の人間として心も体も成長し、豊かな人間関係の中で様々な体験や学習を通して自立していけるよう、子育て環境の整備を進めていくことが、社会全体の課題となっています。

また、職場や地域において一層の女性の活躍が期待されると同時に、より安心して子どもを産み育て、子育ての喜びを実感できる環境の整備が求められています。

そして、子どもへの暴力などの痛ましい事件を背景に、子どもが権利の主体として尊重され人権が守られるよう、体罰によらない子育て等の推進が求められています。

さらに、インターネット等の情報技術の発達やスマートフォンの普及等により、有用な情報が簡単に手に入る一方で、有害な情報に触れる機会の増加などによって、青少年が犯罪に関わってしまう例が見られます。

近年は、引きこもり、ニート等と呼ばれる様々な課題を抱える若者の増加も問題となっています。

このような状況の中、本市においても令和2年3月に「第二期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て家庭の支援や教育環境の整備等を総合的に推進しています。

保育所については、令和2年4月1日現在で13園あり、入所児童数は1,894人、入所待機児童数は54人となっています（図2-6、表2-3参照）。

幼稚園については、令和2年5月1日現在で私立幼稚園が4園あり、在園児数は807人となっています（図2-7参照）。

学童クラブについては、令和2年4月1日現在で13か所に設置しており、定員は710人、令和元年度末現在の入所者数は553人となっています（図2-8、表2-4参照）。

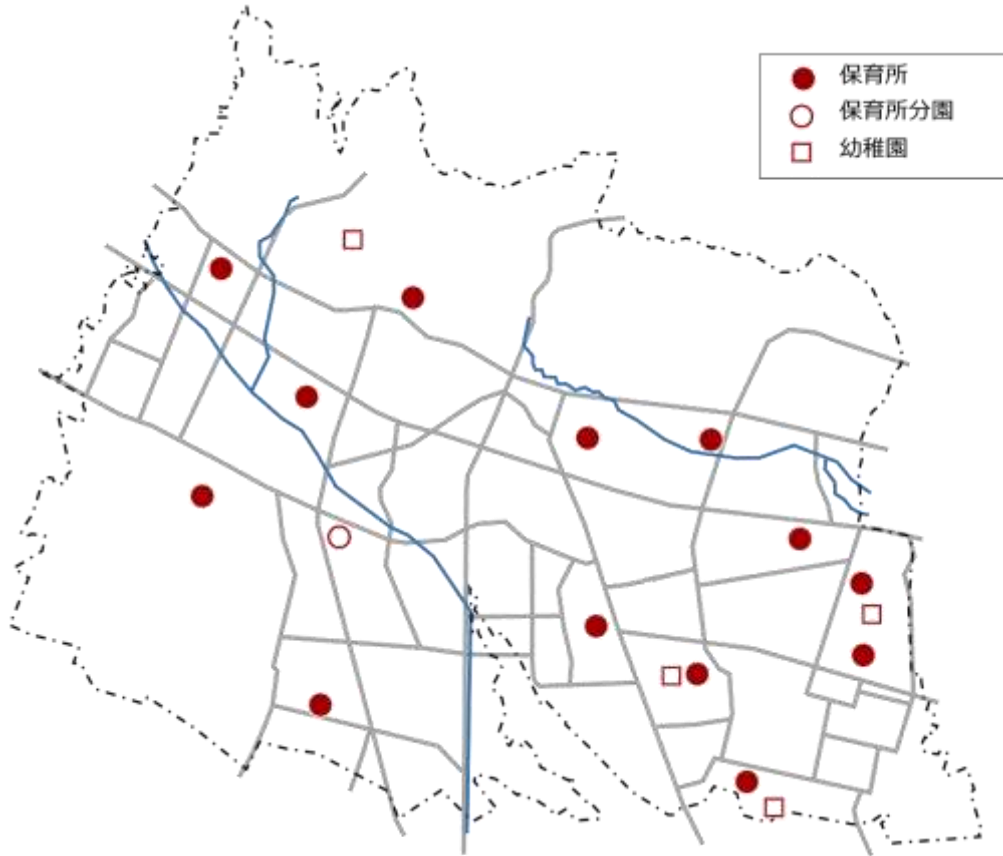
児童館については、令和2年4月1日現在で6か所に設置しており、健全な遊びの提供、健康増進及び情操を豊かにするための事業などを通じて、児童の健全育成に努めています。

加えて、令和2年4月に、18歳までの全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を切れ目なく継続的に支援することを目的に、子ども家庭支援センターに母子保健の拠点を一体化した、子ども・子育て支援センター（子ども家庭総合支援拠点）を設置しました。

令和元年10月には幼児教育・保育の無償化が開始されるなど、幼児期の教育・保育の重要性は更に増しています。このため、子育てや子どもの発達に関する不安・悩みの相談、保育所の整備及び定員枠の拡大などの多様な保育サービスの展開と、地域ぐるみの子育て支援、子育てに関する経済的負担の軽減などについて適切に対応する必要があります。

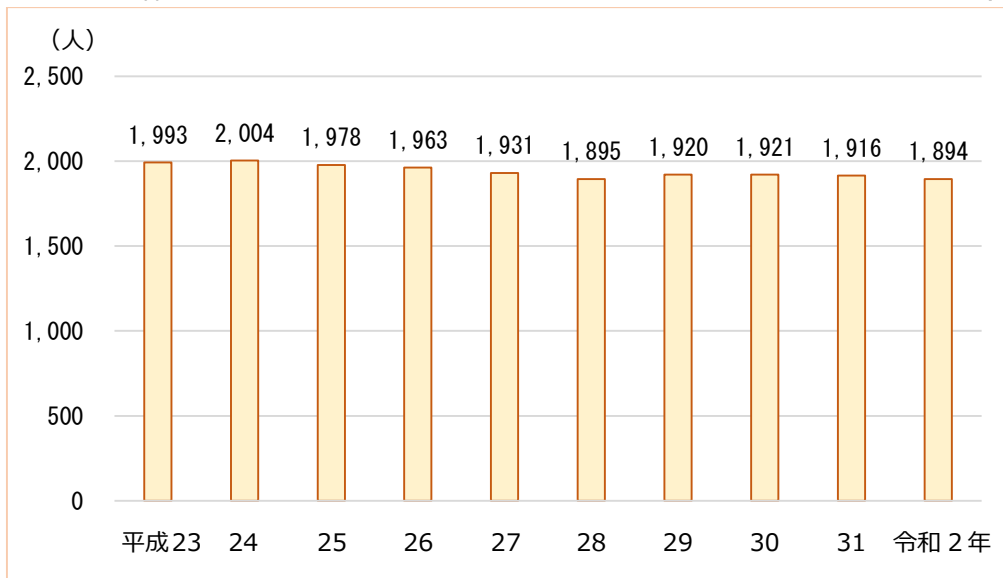
あわせて、社会環境の健全化を図りつつ、青少年の健全な育成を支援する体制を整備・充実するために、地域住民や関係機関が連携して健全な青少年の育成に取り組んでいくことが重要です。

図 2-5 保育所及び幼稚園位置図



出典 子ども青少年課資料

図 2-6 保育所入所児童数の推移 (各年 4 月 1 日現在)



出典 子ども青少年課資料

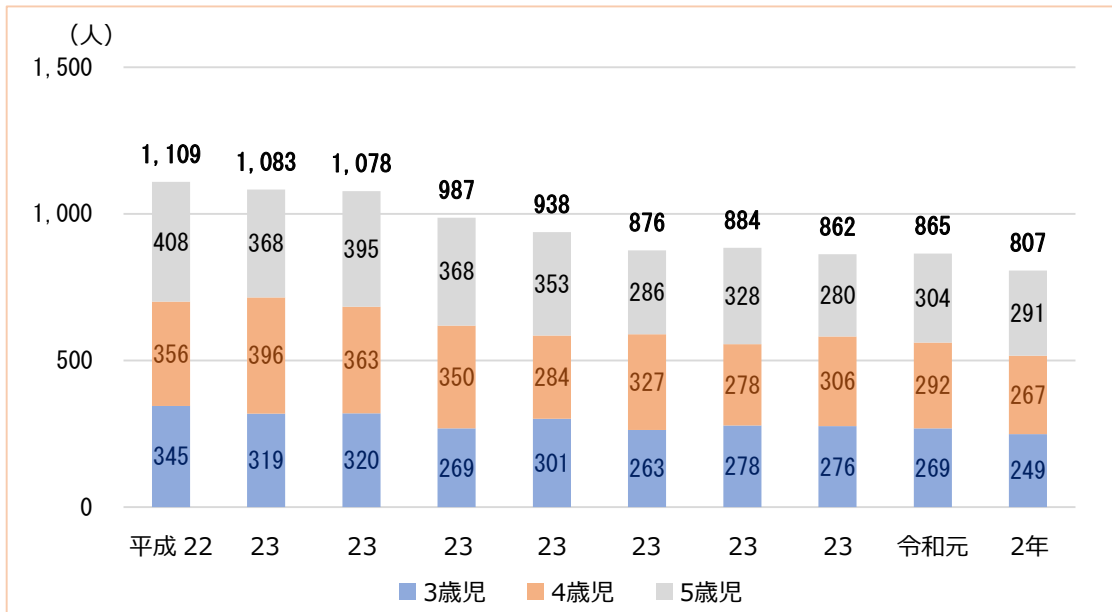
表 2-3 入所待機児童数の推移 (各年 4 月 1 日現在、単位：人)

	平成 28	29	30	31	令和 2 年
入所待機児童数 (旧定義)	11	27	57	47	54

(注)旧定義とは、定員不足などにより、希望の保育所に入所できない児童の人数

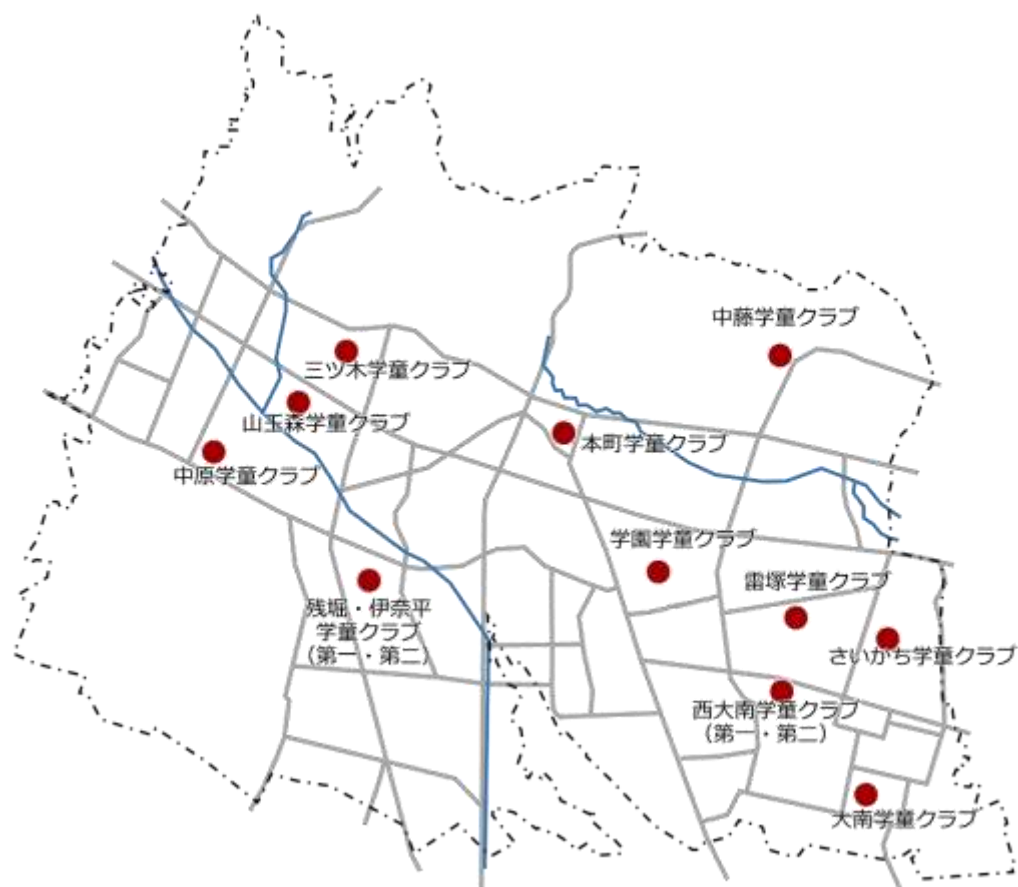
出典 子ども青少年課資料

図 2-7 幼稚園在園児数の推移 (各年 5 月 1 日現在)



出典 子ども青少年課資料

図 2-8 学童クラブ位置図



出典 子ども青少年課資料

表2-4 学童クラブの利用状況

(令和元年度実績)

施設名	定員 (人)	年度未入所者数 (人)	支援日数 (日)	1日平均人数 (人)
さいかち学童クラブ	50	24	292	18
雷塚学童クラブ	50	55	292	32
大南学童クラブ	50	44	292	30
山王森学童クラブ	50	29	292	28
中藤学童クラブ	70	68	292	47
残堀・伊奈平学童クラブ第一	55	21	292	18
残堀・伊奈平学童クラブ第二	45	47	292	35
三ツ木学童クラブ	60	39	292	25
西大南学童クラブ第一	45	27	292	20
西大南学童クラブ第二	45	42	292	27
中原学童クラブ	70	57	292	40
学園学童クラブ	50	34	292	24
本町学童クラブ	70	66	292	43
合計	710	553	3,796	387

出典 子ども青少年課資料

表2-5 放課後子供教室の利用状況

(令和元年度実績)

実施場所	述べ利用者数 (人)	実施日数 (日)	1日平均人数 (人)
第一小学校	3,427	172	19.9
第二小学校	5,129	172	29.8
小中一貫校村山学園第四小学校	2,707	174	15.6
小中一貫校大南学園第七小学校	5,935	171	34.7
第八小学校	7,438	173	43.0
第九小学校	1,831	169	10.8
雷塚小学校	3,673	171	21.5
合計	30,140	1,202	175.3

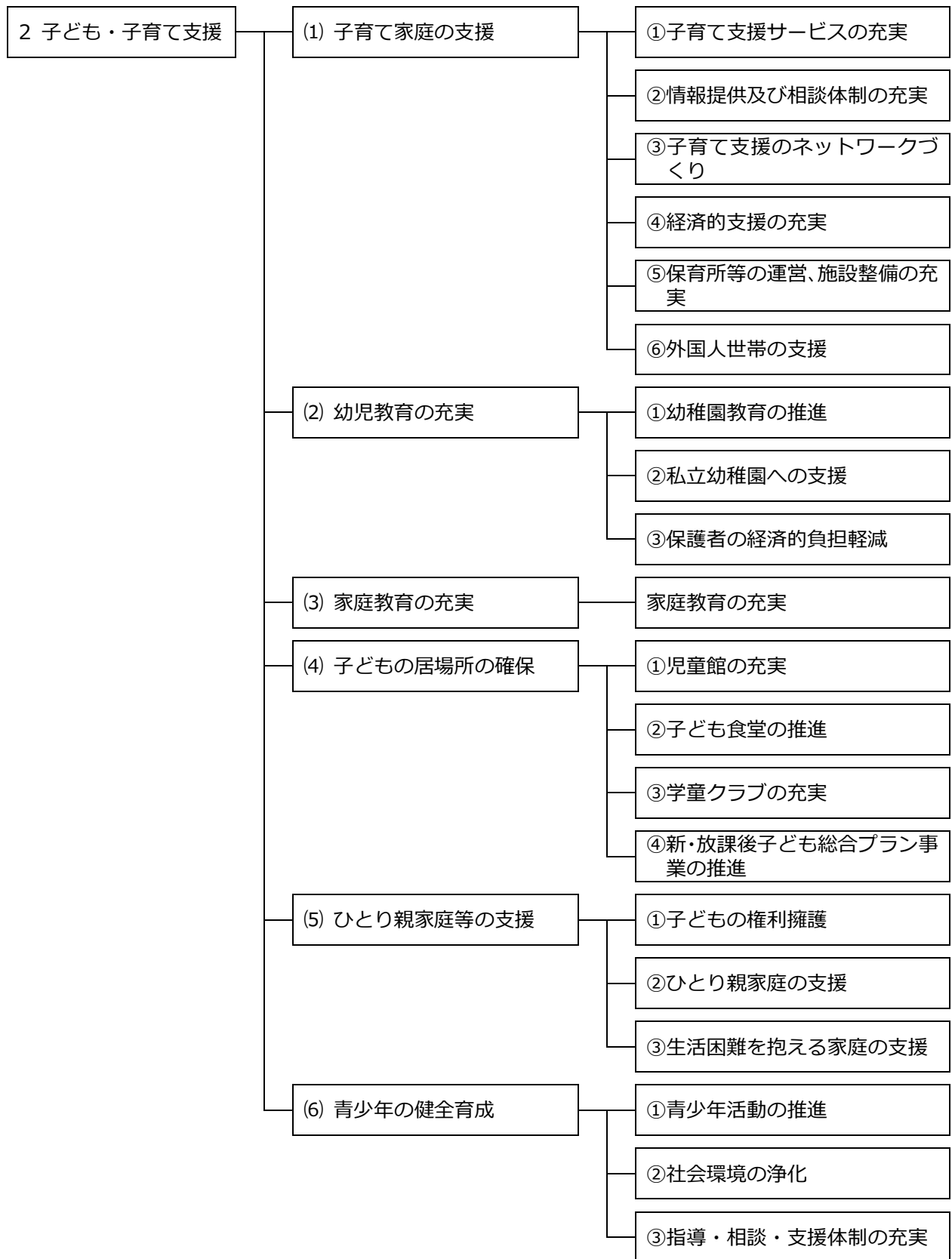
出典 文化振興課資料

基本方針


保育所入所待機児童の解消に努めるほか、増加する核家族や共働き家庭、ひとり親家庭への支援として、質の高い教育・保育の提供や各種相談機能を充実するとともに、子育て中の家庭に対して、地域ぐるみで支援を行う環境づくりを推進します。




また、子ども・子育て支援センターを通じて、全ての子どもとその家庭の相談を受け入れ、子育てに関するサービスを提供し、気軽に相談できる体制を構築します。

■ 施策の体系・内容





(1) 子育て家庭の支援

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 子育て支援サービスの充実	<p>これまで子ども家庭支援センターで行っていた事業に母子保健事業を一体化し、子ども・子育て支援センター（子ども家庭総合支援拠点）として、18歳までの全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を切れ目なく継続的に支援します。</p> <p>全ての子どもとその家庭の相談を受け入れ、子育てに関するサービスを提供し、気軽に相談できる体制を構築します。</p> <p>また、就労形態の多様化や母親の就労意向の増加等による保育ニーズに対応するため、保育所の定員枠の拡大、休日保育、延長保育、一時預かり、ベビーシッター利用支援事業など多様な保育サービスの量と質の充実に努めます。</p> <p>障害のある児童の入所を促進するため、各保育所における受入対策を支援するとともに、配慮を要する児童については、相談員が保育所職員等に専門的見地から助言などを行います。</p> <p>子ども家庭支援センター及び市内4か所の地域子育て支援拠点を活用して各種相談機能を強化し、子育てサークルづくりなどの保護者同士の交流を促進します。</p> <p>あわせて、仕事と育児の両立を支援するため、ファミリー・サポート・センターを拠点として子育て支援の充実に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て支援センターの運営 ○子育て世代包括支援センター「ハグはぐ・むらやま」の運営 ○妊娠届出時の面接の実施 ○とうきょうママパパ応援事業の実施 ○子ども家庭支援センター事業の推進 ○地域子育て支援拠点事業の推進 ○病児保育の実施 ○子どもショートステイ事業の実施 ○育児支援ヘルパー派遣事業の実施 ○ファミリー・サポート・センター事業の実施 	子ども子育て支援課	
<ul style="list-style-type: none"> ○認可保育所による通常保育の実施 ○延長保育の充実 ○一時預かり事業の充実 ○休日保育の充実 ○巡回指導・相談事業の実施 ○保育コンシェルジュの設置 ◎ベビーシッター利用支援事業の実施 ○児童館の地域子育て支援拠点化の推進 	子ども青少年課		


項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
② 情報提供及び相談体制の充実	<p>スマートフォンで気軽に子育て支援サービスや子育て事業、予防接種スケジュール等の確認ができ、多言語にも対応した子ども・子育て応援ナビの利用促進を図ります。</p> <p>また、福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携し、子どもと家庭に関する総合相談、サービスの提供等を行います。</p>		
	○子ども・子育て応援ナビの利用促進	健康推進課 子ども子育て支援課	
	○子ども家庭支援センター事業の推進【再掲】	子ども子育て支援課	
○保育コンシェルジュの設置【再掲】	子ども青少年課		
③ 子育て支援のネットワークづくり	<p>子ども家庭支援センター、子どもカフェ及び地域子育て支援拠点を活用して、乳幼児とその保護者等が気軽に集い、交流を図る場を提供するとともに、子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築します。</p>		
	○子ども家庭支援センター事業の推進【再掲】	子ども子育て支援課	
	○子どもカフェ事業の実施		
○地域子育て支援拠点事業の推進【再掲】			
④ 経済的支援の充実	<p>国や東京都との連携により、手当の支給や子どもの医療費の助成を推進します。</p> <p>また、多子世帯や認可外保育施設を利用する保護者に対し、経済的な負担を軽減するため、保育料の助成を行います。</p>		
	○手当の支給	子ども青少年課	
	○乳幼児及び学齢児童の医療費助成		
○認可外保育施設利用者負担の軽減			
○保育所等利用多子世帯負担の軽減			
○管外保育所利用者負担の軽減			





<児童館親子ひろば事業>


項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
⑤ 保育所等の運営、施設整備の充実	<p>保育の場の選択肢を増やすため、認定こども園や地域型保育の事業者に施設型給付費等の支給を行います。</p> <p>あわせて、民間保育所における入所児童の処遇向上を図るため、運営費などの助成を行います。</p> <p>社会経済状況の変化、乳幼児数の推移、市民の保育ニーズ等を的確に把握し、待機児童解消等の総合的な視点から保育所の整備に努めるとともに、認証保育所の保育水準の維持向上を図るため、運営費などの助成を行います。</p> <p>さらに、保育士を確保するため、保育士の資格取得を支援し、保育従事職員の働きやすい環境の整備に努めます。</p> <p>また、専門的な知見や豊富な実践経験を有する支援者を配置し、保育の質の向上に努めます。</p> <p>つみき保育園については、運営方法等について検討を行います。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○施設型給付費等の支給 ○民間保育所運営費の補助 ◎民間保育所運営費の医療的ケア児支援加算補助 ○民間保育所の施設整備助成 ◎地域型保育事業等の実施 ○認証保育所運営費の補助 ○保育従事職員の資格取得・宿舍借上支援 ◎幼児教育・保育に関する支援を行う者の配置 ○つみき保育園の運営方法等の検討 	子ども青少年課	
⑥ 【新規】外国人世帯の支援	<p>国際化の進展に伴い、外国人世帯に関係する子どもの増加が見込まれることから、教育・保育等のサービスを円滑に利用できるよう外国語対応等に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ◎保育所等入所申請書類等の外国語様式の作成 ○子ども・子育て応援ナビの利用促進【再掲】 	<p>子ども青少年課</p> <p>健康推進課 子ども子育て支援課</p>	

(2) 幼児教育の充実




項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 幼稚園教育の推進	<p>幼稚園や認定こども園に施設型給付費の支給を行います。</p> <p>また、教育時間の前後や長期休業期間における幼稚園の園児等の一時預かり事業を実施します。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○施設型給付費の支給 ○一時預かり事業の実施 	子ども青少年課	


項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
② 私立幼稚園への支援	配慮を要する園児については、相談員が幼稚園職員等に専門的見地から助言などを行います。		
	○巡回指導・相談事業の実施【再掲】 ◎幼児教育・保育に関する支援を行う者の配置【再掲】	子ども青少年課	
③ 保護者の経済的負担軽減	私立幼稚園等に通園する園児の保護者に対し、経済的な負担を軽減するため、補助金の交付を行います。		
	○保護者の負担軽減の推進（園児保護者負担軽減補助金）	子ども青少年課	

(3) 家庭教育の充実




項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
家庭教育の充実	保護者と子どもの基本的な信頼関係の形成を促進するため、講演会、講座等の家庭教育講座を開催し、家庭教育の支援を行います。		
	○家庭教育講座の実施	文化振興課	

(4) 子どもの居場所の確保

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 児童館の充実	子ども同士のふれあいの中から協調性や想像力が育まれるよう、児童館の周知に努め利用拡大を図るとともに、事業内容の充実に取り組みます。 また、主に午前中の利用者が比較的少ない時間帯を利用し、乳幼児とその保護者に交流の場を提供し、居場所づくりと子育て世代の負担軽減等を推進します。		
	○児童館事業の充実 ○ 強靱化 児童館の管理・整備 ○児童館の地域子育て支援拠点化の推進【再掲】	子ども青少年課	
② 【新規】子ども食堂の推進	民間団体等が行う地域の子どもたちへの食事や交流の場を提供する取組について、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援します。		
	◎子ども食堂の推進	子ども子育て支援課	
③ 学童クラブの充実	学童クラブ事業の充実に努め、障害のある児童も学童クラブに参加できる体制の構築を図ります。		
	○学童クラブ事業の充実	子ども青少年課	

項目	内 容		
	具体施策	所 管 課	SDGs
④ 新・放課後子ども総合プラン事業の推進	<p>小学校の余裕教室等を活用して、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を確保するとともに、多様な学習の充実や地域住民との交流活動の促進等に取り組みます。</p> <p>また、学童クラブの児童と放課後子供教室の児童が同じ活動場所で、同一のプログラムに参加できるよう、一体型の学童クラブ及び放課後子供教室の運営に努めます。</p>		
	○放課後子供教室の充実	文化振興課	
	○一体型の学童クラブ及び放課後子供教室の運営	文化振興課 子ども青少年課	

(5) ひとり親家庭等の支援

項目	内 容		
	具体施策	所 管 課	SDGs
①【新規】子どもの権利擁護	<p>子どもの人権が守られるよう、子育ての不安や悩みなどを抱えた保護者が相談しやすい体制づくりを進めるとともに、児童虐待の発生予防、早期の発見・対策、アフターケア等の支援を実施し、きめ細かな対応に努めます。</p>		
	○母子等自立支援・婦人相談員による相談の実施	子ども子育て支援課 福祉総務課	
②ひとり親家庭の支援	<p>保護者の疾病時等の家事などを援助するため、ホームヘルプサービスの充実を図ります。</p>		
	○ひとり親家庭ホームヘルプサービスの充実	子ども子育て支援課	
③生活困難を抱える家庭の支援	<p>国や東京都との連携により、児童扶養手当等を支給するとともに、ひとり親家庭等への医療費の助成を行います。</p> <p>あわせて、母子・父子福祉資金や女性福祉資金の貸付けを行います。</p>		
	○手当の支給【再掲】	子ども青少年課	
	○ひとり親家庭等医療費の助成	子ども子育て支援課	
○母子・父子及び女性福祉資金貸付の推進	子ども子育て支援課		

(6) 青少年の健全育成

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 青少年活動の推進	<p>青少年団体の活動の活性化を図るため、青少年対策地区委員会と協力して、子ども会等の青少年団体を支援するとともに、指導者の育成や団体相互の交流を推進します。</p> <p>また、青少年が自然に親しみながら、主体性を身に付ける場としての屋外体験学習施設の活用に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年育成団体への支援 ○青少年健全育成基本方針の推進 ○屋外体験活動の充実 ○強靱化青少年リーダーの養成 	<p>子ども青少年課 文化振興課</p>	
② 社会環境の浄化	<p>青少年を取り巻く社会環境をより良いものとするため、国や東京都の施策と連動しつつ、青少年補導連絡会を中心に、有害図書の排除活動や薬物乱用防止啓発活動など、家庭・地域・学校・行政が連携して青少年にとって有害と思われる環境の浄化に取り組み、明るい環境づくりに努めます。</p> <p>また、地域ぐるみで青少年を見守る体制と環境づくりのため、青少年対策地区活動と連携し、社会環境浄化への市民の意識醸成を行います。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年補導連絡会によるパトロール等の推進 ○青少年健全育成協力店指定制度の充実 	<p>子ども青少年課</p>	
③ 指導・相談・支援体制の充実	<p>青少年の非行を防止するため、学校や青少年補導連絡会等の関係機関が一体となった街頭指導や相談事業など、支援体制の充実に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年補導連絡会によるパトロール等の推進【再掲】 	<p>子ども青少年課</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ○適応指導教室、教育相談室の充実 ○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー(*36)等の配置 	<p>教育指導課</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○市民なやみごと相談窓口の充実 	<p>福祉総務課</p>		

(*36)スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー：児童・生徒が抱える様々な問題に対し、本人や保護者、教員と協力しながら解決を図る専門職。スクールカウンセラーは心の問題などの解決に向けて心理面でのサポートを行うのに対し、スクールソーシャルワーカーは様々な問題に対して福祉制度の利用等の環境面でサポートを行う。

成果指標



3 高齢者福祉

現状と課題

本市の高齢化率は、令和2年1月1日現在で、26.2%となっています。高齢者が市の人口の4分の1以上を占めており、更に上昇する傾向にあります（図2-9参照）。

核家族化についても進展しており、中でも高齢者の一人暮らし世帯や、二人以上の高齢者のみの世帯が増加傾向にあります。本市では、高齢者のいる世帯のうち、高齢者の一人暮らし又は高齢者のみの世帯が6割を超えています。

令和元年10月末現在の要支援・要介護認定者（図2-10参照）は2,903人で、同年8月における介護給付サービスの利用者（要介護1～5）は2,136人、予防給付サービスの利用者（要支援1,2）は353人で合計2,489人となっています。

高齢化に伴って要介護や認知症の高齢者が増加する中、核家族化の進展により在宅の高齢者を抱える家庭の負担は増加しています。

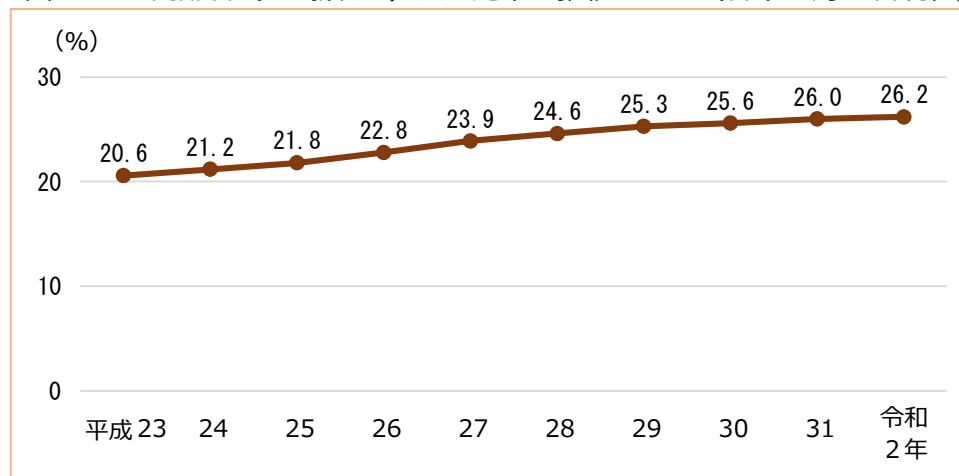
また、増加傾向にある介護需要に対応するため、現在も実施している事業者による介護人材の確保に向けた取組の支援を強化する必要があります。

このような状況を踏まえ、高齢者ができる限り要支援・要介護状態にならない、あるいは重度化しないよう様々な介護予防事業を推進しています。

今後も、高齢者が在宅で安心して生活を継続していくため、ボランティアなどの地域資源を活用し、家庭で介護を担う家族を支援する施策の充実に努めるとともに、市と地域包括支援センターが中心となり、関係機関と連携して、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを持続することができるよう、高齢者の在宅生活を適切に支援する仕組み（地域包括ケアシステム）を充実させる必要があります。

さらに、市民一人一人が、高齢期になっても健康な生活を長く続け、介護を受ける状態にならないよう、地域と連携した生きがい活動や社会参加の促進と、介護予防等に取り組む必要があります。

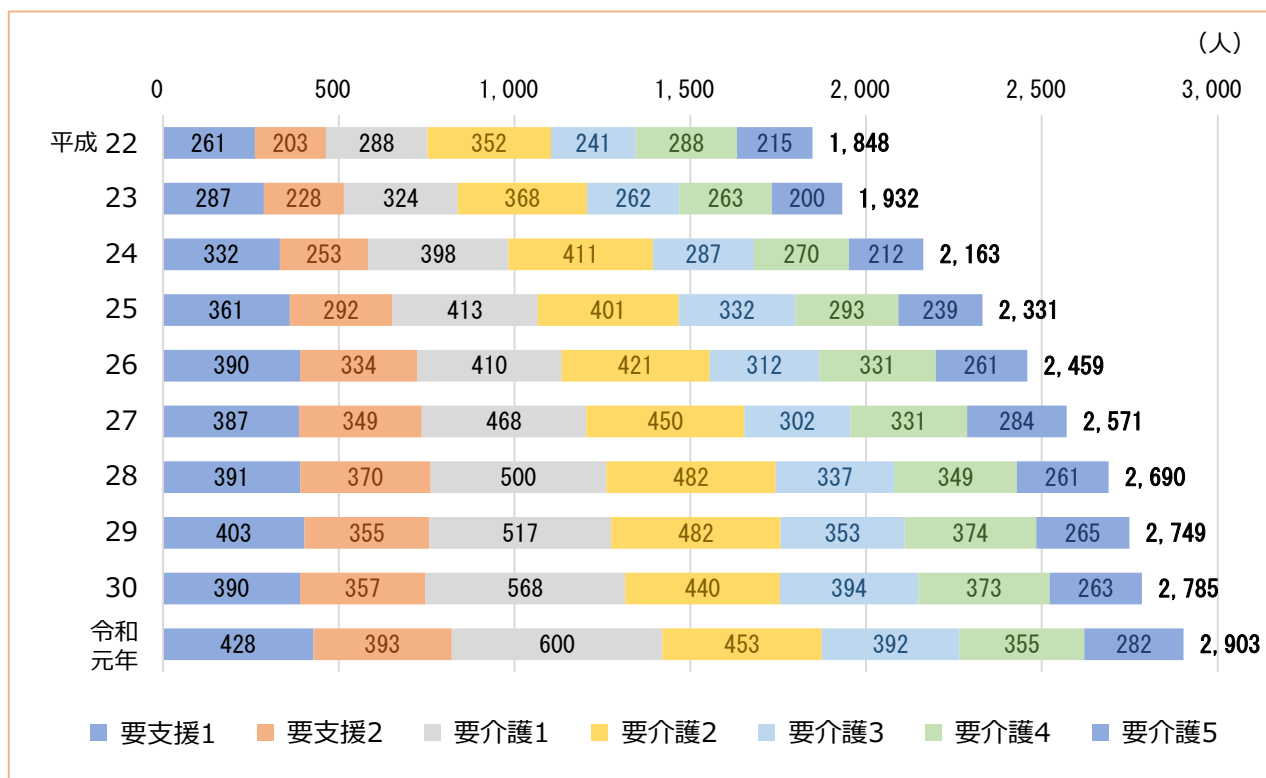
図2-9 高齢者（65歳以上）人口比率の推移（各年1月1日現在）



出典 高齢福祉課資料

図 2-10 要介護認定者数の推移

(各年 10 月 31 日現在)



出典 高齢福祉課資料

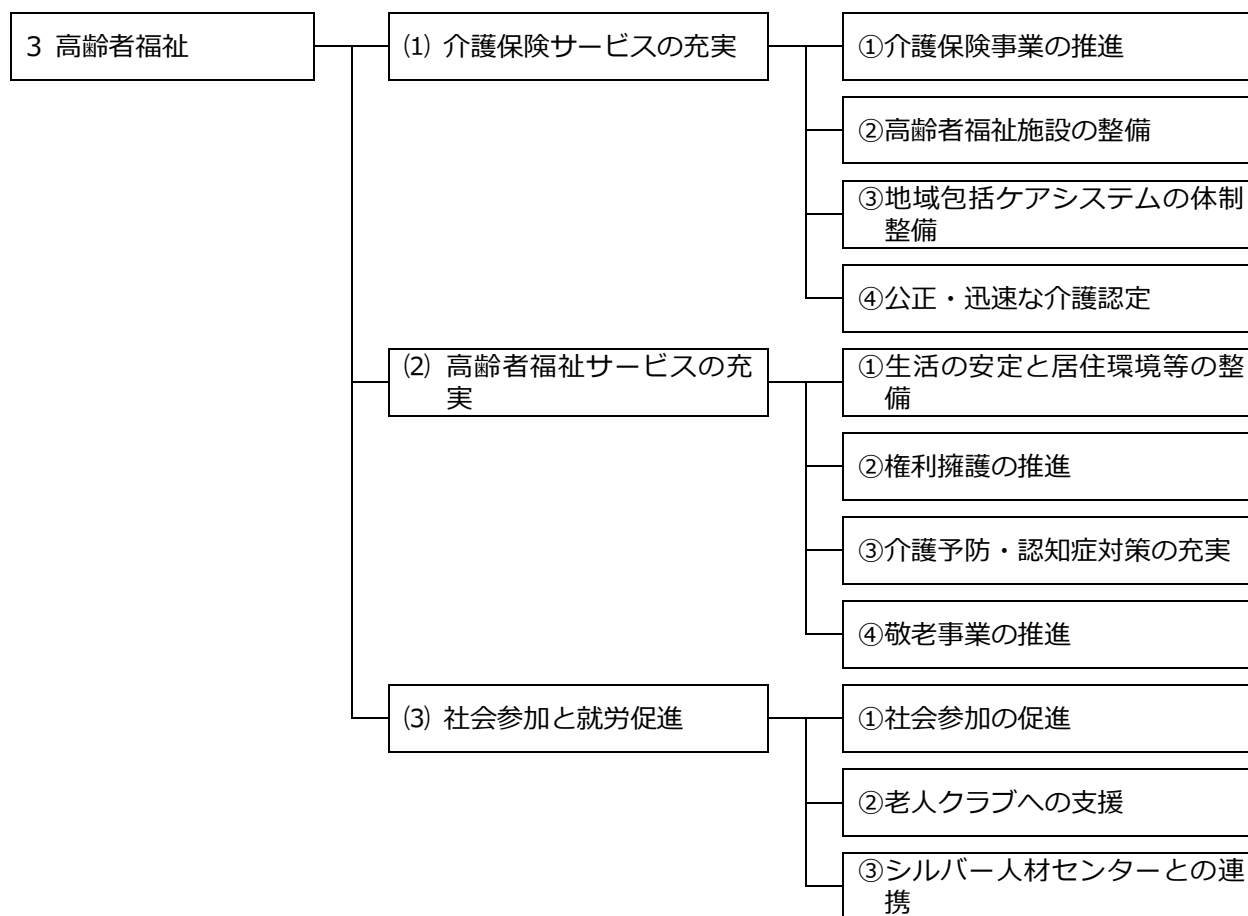
基本方針

高齢化の進展を踏まえ、在宅サービスや施設サービスの充実を図るとともに、高齢者が元気で生きがいを持った生活が続けられるよう、介護予防などを推進するほか、様々な形での社会参加の機会を充実します。






<お互いさまサロンでの体操の様子>

施策の体系・内容




(1) 介護保険サービスの充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 介護保険事業の推進	<p>全ての高齢者が住み慣れた地域で安心して、自分らしく豊かな生活を送れるよう、相談窓口の整備や在宅等での生活の支援に努めます。</p> <p>○各種介護保険サービスの提供</p> <p>◎高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の推進</p>	高齢福祉課	
	<p>在宅での介護が困難な高齢者が、身近な施設を利用できるよう特別養護老人ホーム等の入居希望者の状況把握に努めるとともに、民間活力を導入しながら、老人福祉施設の整備を促進します。</p> <p>また、社会的援護を必要とする高齢者の増加に伴い、地域の中で生活ができるよう地域密着型サービスの充実を図ります。</p> <p>○老人福祉施設の整備助成</p>		



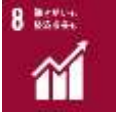
項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
③ 地域包括ケアシステムの体制整備	<p>高齢者が住み慣れた地域での生活を持続していけるよう、市、地域包括支援センター、医療機関、介護サービス事業所、地域住民等の連携強化を図ります。</p> <p>また、生活支援体制の整備に当たっては、地域包括支援センターに配置する生活支援コーディネーターと連携し、地域ニーズの把握や既存資源を活用したサービス開発を行い、地域包括ケアシステムの体制整備を図ります。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ケア会議の開催 ○在宅医療・介護連携支援センターの運営 ○生活支援コーディネーター機能の充実 	高齢福祉課	
④ 公正・迅速な介護認定	<p>介護認定審査会委員や認定調査員の研修等により適切な人材を確保し、合議体ごとの審査判定の平準化を図るとともに、認定審査会を効率的かつ適正に運営し、公正・迅速な判定が行われるよう努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○介護認定審査会の運営 	高齢福祉課	

(2) 高齢者福祉サービスの充実

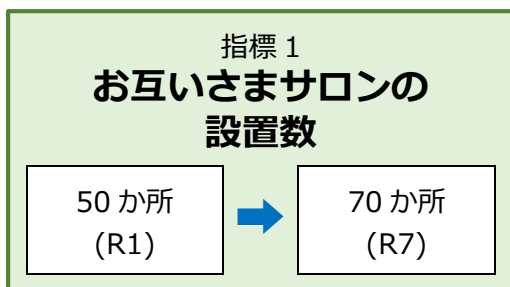
項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 生活の安定と居住環境等の整備	<p>高齢者の積極的な地域活動等への参加を促進するため、高齢者の特性に配慮した道路、公園、公共施設の改善・整備を促進します。</p> <p>また、生活援助員による生活相談や安否確認、一時家事援助、緊急時の対応などの日常生活援助サービスを備えた、高齢者向け賃貸住宅（シルバーピア）の適正な運営に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○強靱化高齢者の特性に配慮した公共施設の整備 ○都営村山団地シルバーピアの運営 	<p>高齢福祉課</p> <p>関係各課</p>	
② 権利擁護の推進	<p>認知症高齢者、要支援・要介護者等が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業の周知及び利用促進を図ります。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護事業の利用促進 	福祉総務課	
③ 介護予防・認知症対策の充実	<p>高齢者が抱える閉じこもりや鬱、孤立感等の解消に資する様々な介護予防事業を推進し、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう努めます。</p> <p>また、認知症に対する正しい知識の普及啓発を行い、地域での支え合いの体制づくりを推進します。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○各種介護予防事業の実施 ○認知症ケアパスの作成及び普及啓発 ○認知症初期集中支援チームの運営 	高齢福祉課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
④ 敬老事業の推進	<p>敬老会の開催や長寿の祝贈呈等を通して、敬老事業を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○敬老会の実施 ○敬老金や満百歳祝の謹呈 	高齢福祉課	

(3) 社会参加と就労促進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 社会参加の促進	<p>地域の身近な通いの場であるお互いさまサロンや、福社会館、老人福祉館等を拠点として、学習、娯楽、交流の促進と市民講座や講習会等を開催し、高齢者のふれあいの場の充実を図ります。</p> <p>また、ボランティア活動を通じて地域貢献や社会活動に参加することにより、高齢者の健康で生きがいのある暮らしづくりに努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ◎お互いさまサロンの充実 ○介護支援ボランティア事業の推進 ◎地域包括ケアボランティア活動団体支援事業の推進 	高齢福祉課	
	○ 強靱化 福社会館や老人福祉館の管理・整備	福祉総務課	
② 老人クラブへの支援	<p>高齢者が相互に交流を深めながら社会参加や自己実現、健康づくりなどができるよう、老人クラブ活動を支援し、活動の活性化を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○老人クラブ活動の支援 	高齢福祉課	
③ シルバー人材センターとの連携	<p>高齢者の働く拠点として、シルバーワークプラザを活用し、就労分野の拡大を図るなど、シルバー人材センターと連携し活動の充実に努めます。</p>		
	○シルバー人材センター活動の支援	福祉総務課	

成果指標



4 障害者福祉

■ 現状と課題

本市における身体障害者手帳の所持者は、令和元年10月1日現在で、2,333人となっており、平成27年度から54人減少しています。障害別では肢体不自由が1,192人と半数を超えて最も多く、障害程度別では1級が35.7%、続いて4級が23.3%を占めています。知的障害者（愛の手帳所持者）は585人で、平成27年度から7人増加しており、障害程度では4度が最も多く55.0%を占めています。精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）は635人で、平成27年度から98人増加しており、障害程度では2級が最も多く55.3%を占めています（表2-6、図2-11参照）。

近年、障害者福祉を取り巻く法制度の改正や社会情勢の変化、それに伴う障害のある人のニーズが大きく変化しています。

平成25年4月に障害者総合支援法が施行され、その基本理念に基づき、障害のある人に対する支援や福祉サービスの提供体制の確保などの障害者施策の充実が図られ、サービス費用が増大しています。

また、平成25年6月には障害者差別解消法が制定され、障害のある人の日常生活や社会生活における活動を制限し社会参加を制約している社会的障壁を取り除き、障害者差別解消に向けた具体的な取組やノーマライゼーション(*37)の理念の下、自助・共助・公助を基本として障害のある人もない人もみんな支え合い、同じように普通の生活ができる社会の実現に向けた取組が求められています。

今後も、障害のある人が安心して暮らすことができ、いきいきと社会参加することができるまちづくりや支え合い、ともに生きるまちづくりの実現を目指して、更なる施策の充実を図る必要があります。

表2-6 障害者（児）数の推移（障害者手帳所持者数）（各年10月1日現在、単位：人）

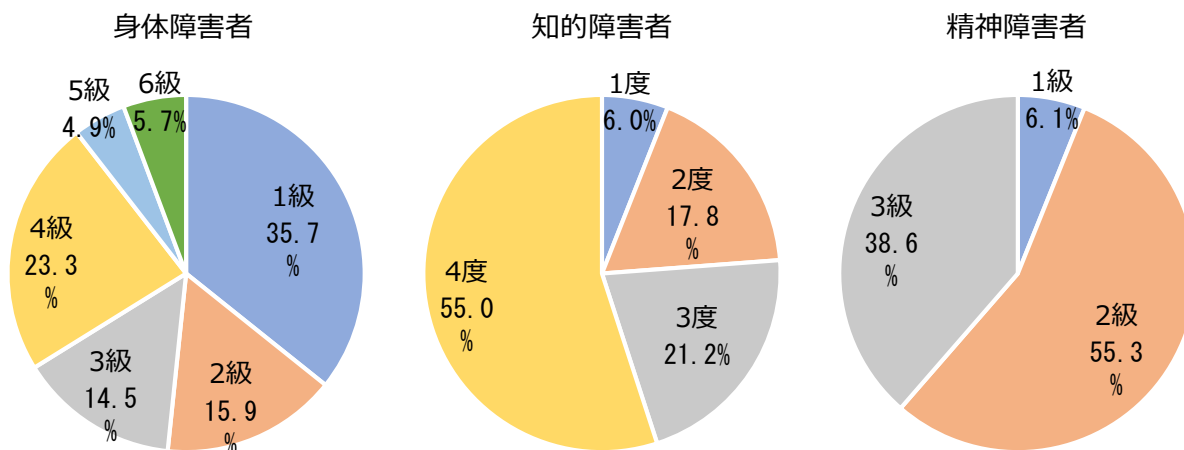
年次	身体障害者						知的障害者 (手帳所持者) 合計	精神障害者 (手帳所持者) 合計
	合計	視覚 障害	聴覚等 障害	音声等 障害	肢体 不自由	内部 障害		
平成27	2,387	145	220	29	1,309	684	578	537
28	2,357	139	226	21	1,265	706	544	556
29	2,344	142	226	22	1,243	711	559	573
30	2,334	149	225	25	1,215	720	567	623
令和元年	2,333	150	228	25	1,192	738	585	635

出典 障害福祉課資料

(*37)ノーマライゼーション：障害のある人が障害のない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指すという理念

図 2-11 障害者（児）程度割合

(令和元年 10月1日現在)

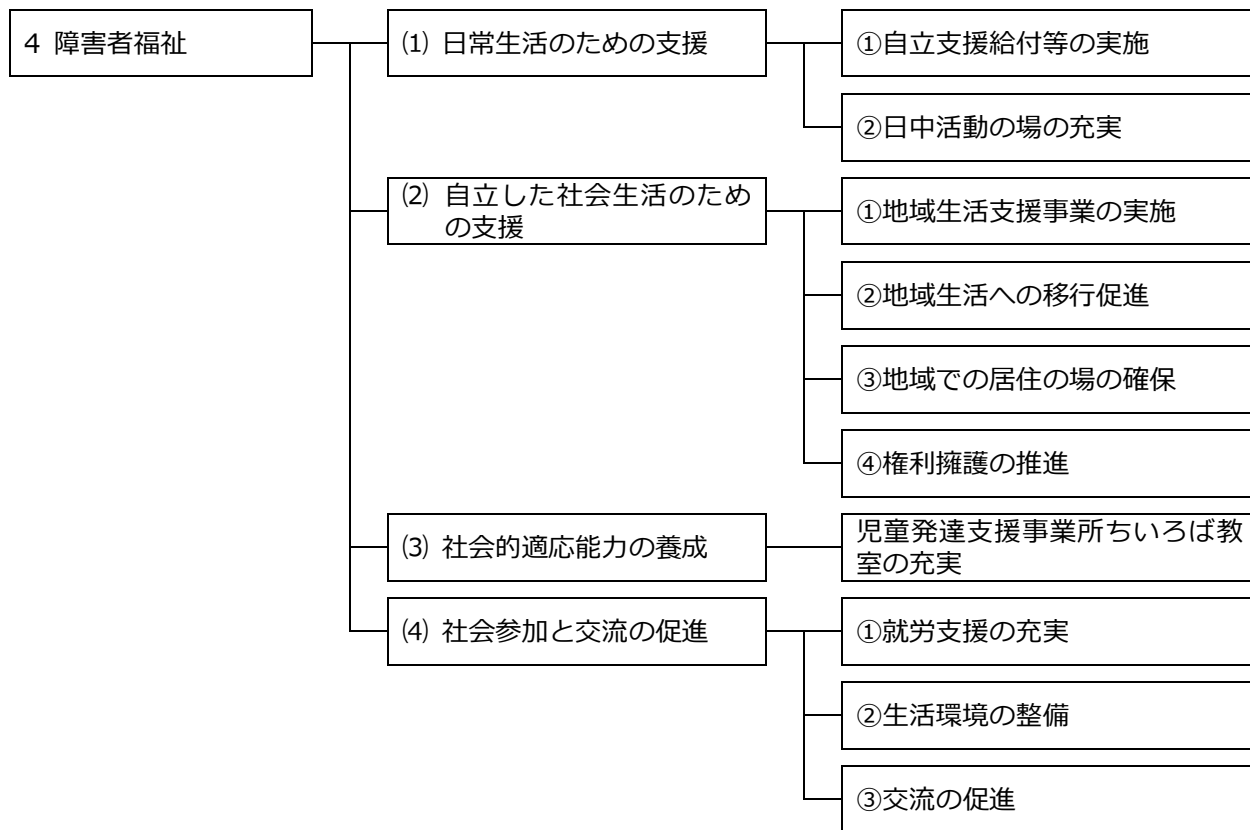


出典 障害福祉課資料



基本方針

障害のある人が安心して暮らすことができ、いきいきと社会参加することができるまちづくりに努めるとともに、障害のある人もない人も、社会の一員としてお互いに尊重し支え合いながら、ともに暮らすことのできる地域社会づくりを推進します。




施策の体系・内容




(1) 日常生活のための支援


項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 自立支援給付等の実施	<p>在宅での支援が必要な人に対しては、その生活がより充実したものとなるよう、ヘルパーによる居宅介護や短期入所等のサービス受給のための支援に努めます。</p> <p>施設での支援が必要な人に対しては、障害種別や程度に応じた通所、入所支援のほか、地域生活において安心して暮らすことができるよう、関係機関との連携を図りつつグループホームの利用支援に努めます。</p> <p>就労、自立を希望する人に対しては、訓練等給付のほか、障害者就労支援センターを通じての支援に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○介護給付費の支給 ○訓練等給付費の支給 ○自立支援医療費の支給 ○障害児通所給付費等の支給 	障害福祉課	
② 日中活動の場の充実	<p>障害のある人に対して、日中活動が可能な場を提供するため、就労移行支援、就労継続支援 A 型、B 型などの訓練等給付費の支給、支援を行います。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○訓練等給付費の支給【再掲】 	障害福祉課	

(2) 自立した社会生活のための支援

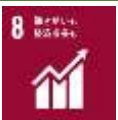

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 地域生活支援事業の実施	<p>障害のある人が、地域において自立した社会生活を営むことができるよう、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターの利用、日常生活用具の給付、手話通訳者の派遣など、地域生活において必要なサービスの充実に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動支援センターの利用支援 ○基幹相談支援センターの設置の検討 	障害福祉課	
② 地域生活への移行促進	<p>障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施設入所者や退院可能とされる精神障害者に対して、グループホームの入所支援等、地域生活への移行促進に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○退院促進コーディネートの推進 	障害福祉課	
③ 地域での居住の場の確保	<p>障害のある人の生活援助を行う、身体障害者、知的障害者及び精神障害者グループホームについて、民間活力を導入した整備を促進します。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○グループホームの整備促進 	障害福祉課	

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
④ 権利擁護の推進	<p>障害のある人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業の周知と利用促進を図ります。</p> <p>また、地域のネットワークや相談体制強化に努め、虐待の防止や早期発見・早期対応に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護事業の利用促進【再掲】 ○虐待防止施策の推進 	障害福祉課	



(3) 社会的適応能力の養成

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
【新規】 児童発達支援事業所ちいろば教室の充実	<p>児童福祉法に基づく事業運営に取り組みます。サービスの提供に当たっては個別支援計画を作成し、日常生活における基本的な動作の習得や、集団生活に適応できるよう適切な児童発達支援等の充実に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ◎児童発達支援事業所ちいろば教室の運営 ◎自主事業の充実 	子ども青少年課	

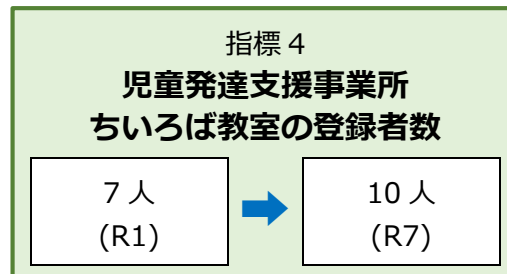
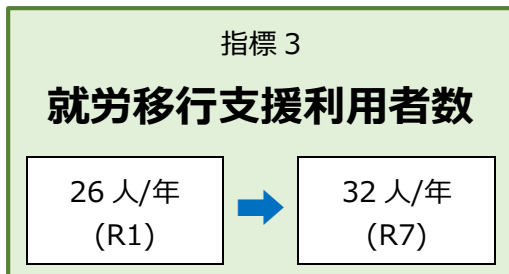
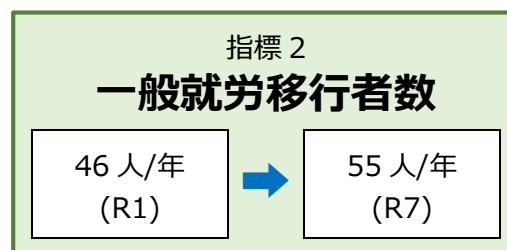
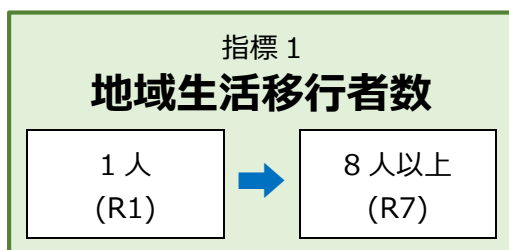
(4) 社会参加と交流の促進

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 就労支援の充実	<p>障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、安定して働き続けることができるように就労面と生活面の支援を行い、自立と社会参加の促進に努めます。</p> <p>また、障害のある人が収入を増加することができるよう、施策の検討を進めます。</p>		
	○障害者就労支援センターの運営	障害福祉課	
② 生活環境の整備	<p>障害のある人の特性に配慮した道路、公園、公共的な建物や民間施設の改善・整備を促進し、障害のある人の社会参加に向けた環境等の整備に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○強靱化住宅改善に対する助成制度の周知 ○強靱化ユニバーサルデザイン(*38)を考慮した公共施設の整備 	<p>障害福祉課</p> <p>関係各課</p>	

(*38)ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍や性別・年齢・能力などの違いにかかわらず、できるだけ多くの人々が利用できることを目指した建築や設備等のデザイン

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
③交流の促進	市や地域の行事をはじめ、障害のある人を対象としたスポーツ教室や特別支援学校と市内小・中学校の交流等を通じ、障害のある人もない人も、社会の一員として相互に尊重し支え合いながら、ともに生活していくことができる地域社会づくりを目指します。		
	○スポーツ教室の開催	スポーツ振興課	
	○特別支援学校と市内小・中学校の交流	教育指導課	

成果指標



5 生活支援

現状と課題

生活保護制度は、昭和 25 年に施行されて以来の大改正が平成 26 年に行われ、支援を必要とする人に確実に保護を行うという生活保護制度の基本的な考えは維持しつつ、就労・自立支援の強化、不正受給への厳格な対処、医療扶助の適正化などの内容について改正がされています。

また、平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援制度が始まり、生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化し、生活困窮者を重層的に支えるセーフティネットが構築されました。

さらに、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、国は「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、東京都は「子どもの貧困対策計画」を策定しました。

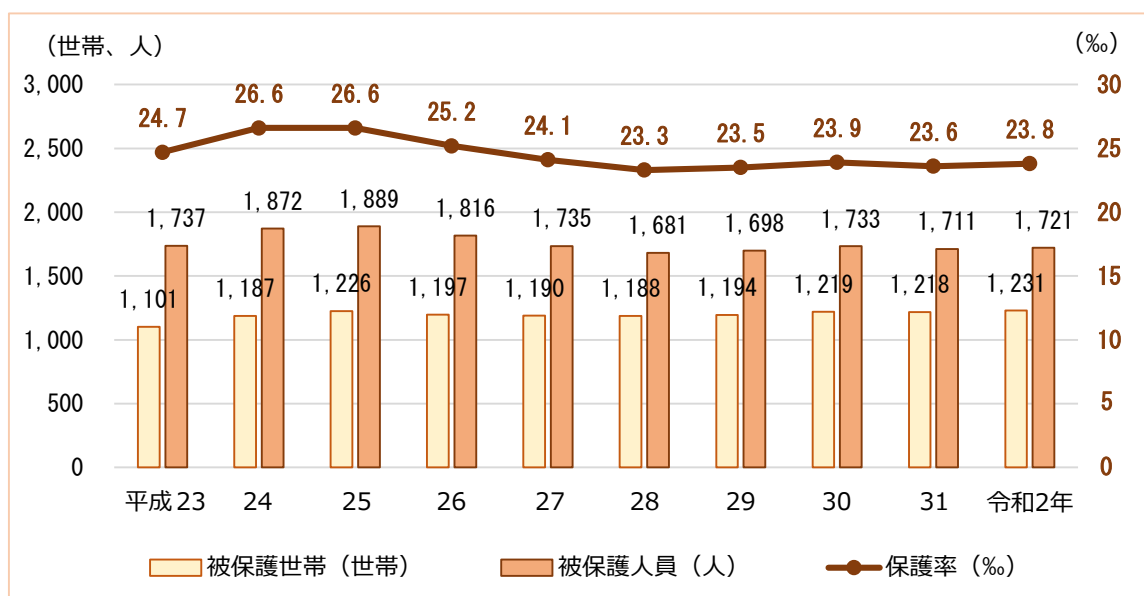
本市における生活保護の状況は、平成 25 年の 1,226 世帯 1,889 人をピークに減少傾向にありましたが、依然として高止まりの傾向が見られます（図 2-12 参照）。

一方、生活保護に対しては、制度を利用することにためらいを覚え、生活が苦しくとも生活保護を申請しない生活困窮者が潜在的に存在するとされています。

このような状況の中、本市では市民が抱える複合的な課題に対し、円滑な対応と相談者の負担軽減を図るため、ワンストップ型の相談窓口として市民なやみごと相談窓口を設置し、相談体制の充実や離職者等に対する就労支援に取り組んでいます。

今後も、国や社会経済情勢の動きを注視し、関係機関との連携により、生活保護受給者及び生活困窮者の自立に向けた更なる支援体制を充実させるとともに、令和 2 年に策定した「子どもの未来応援プラン」に基づき、支援が必要な子どもたちが取り残されないよう努める必要があります。

図 2-12 生活保護の推移 (各年 1 月 1 日現在)



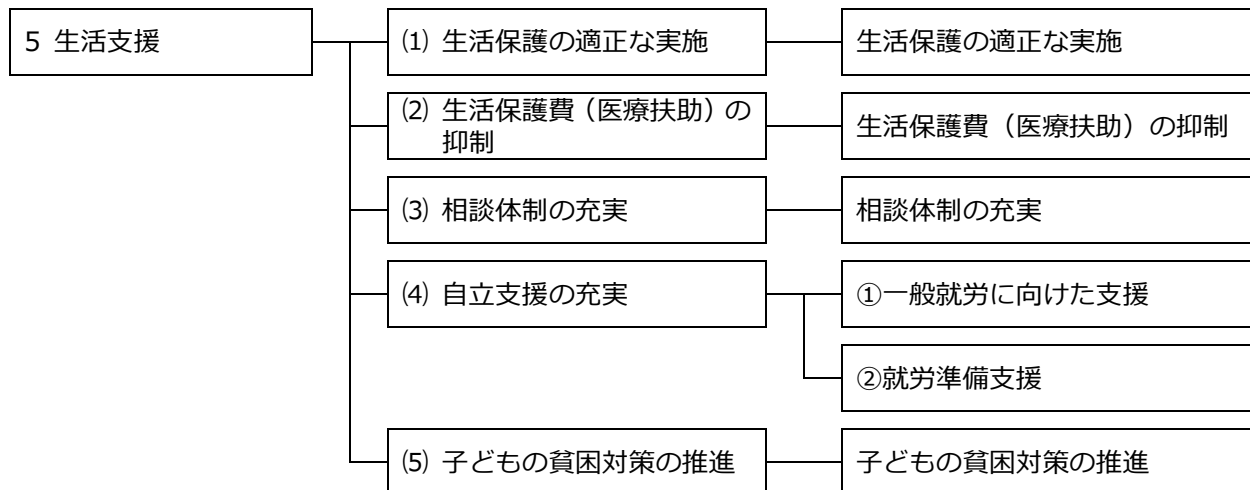
出典 生活福祉課資料

■ 基本方針


生活保護受給者及び生活困窮者が相談しやすく、支援を受けやすい体制の更なる充実を図り、早期に困窮状態から脱却できるよう支援します。

また、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、生活支援、教育支援、経済支援等の各種支援が、必要とする全ての子どもに届くよう総合的に取り組みます。


■ 施策の体系・内容




(1) 生活保護の適正な実施

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
生活保護の適正な実施	生活保護受給者の生活実態を的確に把握し、適正な保護の実施と不正受給の防止等を図るため、ケースワーカーによる戸別訪問及び日常生活支援を更に充実します。		
	○生活保護業務データシステムを活用した効率的な訪問の実施	生活福祉課	



(2) 生活保護費（医療扶助）の抑制

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
生活保護費（医療扶助）の抑制	後発医薬品の使用促進や被保護者健康管理支援事業の実施等により、生活保護費に占める医療扶助の抑制を図ります。		
	◎被保護者健康管理支援事業 ○レセプト管理システムを活用した医療費抑制 ○後発医薬品の利用促進	生活福祉課	


(3) 相談体制の充実

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
相談体制の充実	生活保護受給者及び生活困窮者の様々な相談に対して、問題解決の支援を図ります。		
	○相談体制の充実	生活福祉課	
○市民なやみごと相談窓口の充実【再掲】	福祉総務課		

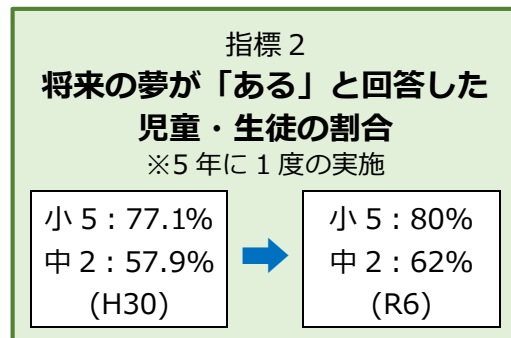
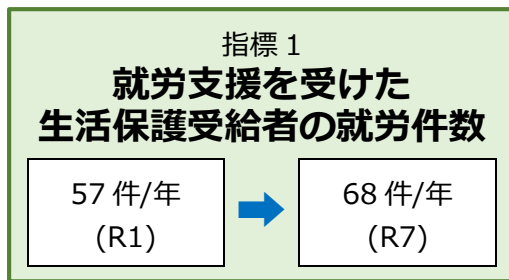
(4) 自立支援の充実

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 一般就労に向けた支援	生活保護受給者及び生活困窮者の自立を支援するため、稼働年齢層にある人の能力や就労阻害要因等の状況を把握し、就労が可能な人に対しては、就労支援員がハローワーク等の関係機関と連携しながら就労の支援・促進に努めます。		
	○生活保護受給者及び生活困窮者への就労の支援	生活福祉課 福祉総務課	
② 就労準備支援	生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているといった様々な理由により、直ちに就労することが困難な生活保護受給者及び生活困窮者を対象として、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成について、計画的かつ一貫した支援を行います。		
	○就労準備支援プログラムに基づく日常生活自立・社会生活自立・就労自立に関する支援 ○ひきこもり等の就労阻害要因を抱える者の自立支援	生活福祉課 福祉総務課	

(5) 子どもの貧困対策の推進

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困に関する課題に対応するため「子どもの未来応援プラン」に基づき、実態の把握や各種対策等に取り組みます。		
	◎「子どもの未来応援プラン」の推進	福祉総務課 関係各課	

成果指標



(注)「子どもの未来応援プラン」の策定に伴う意識調査の結果

第3節 暮らし

1 消費生活

現状と課題

社会経済情勢の変化や情報化社会の進展により消費生活が豊かになる一方で、消費をめぐるトラブルは複雑・多様化しています。

特に、インターネットや携帯電話を利用した架空請求や、高齢者を狙った振り込め詐欺等の特殊詐欺被害が増加しています。

そのため、消費者相談の実施や消費生活展の開催等を通じて、情報提供や被害防止に向けた啓発を充実する必要があります（表 2-7 参照）。

表 2-7 消費生活相談の実施内容 （令和 2 年 4 月 1 日現在）

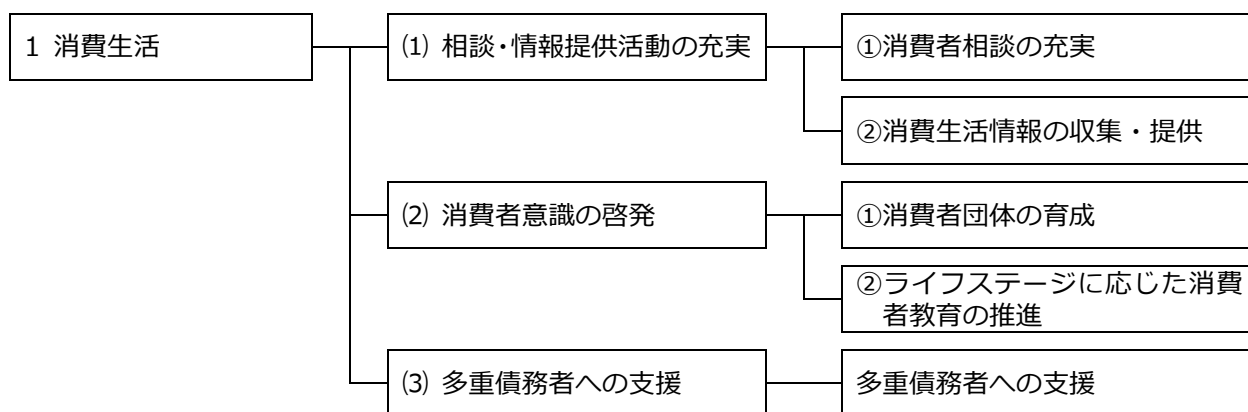
相談名	実施回数	相談員	対象	内容
消費生活相談	週 4 回	消費生活専門相談員	市内在住・在勤・在学の方	訪問販売、通信販売、不正な請求、購入製品の欠陥による事故等、消費生活全般に関する相談

出典 協働推進課資料



基本方針

市民が安全で豊かな消費生活が送れるよう、積極的な情報提供や相談体制の充実、詐欺などの被害防止に向けた啓発等の取組を推進するとともに、多重債務等の消費に係る問題を抱えた方への支援に努めます。




施策の体系・内容





(1) 相談・情報提供活動の充実

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 消費者相談の充実	個人のプライバシーに配慮しながら、国民生活センターや東京都消費生活総合センター等の関係機関との連携を強化し、市民の多種多様な相談に対応できるよう、消費者相談の充実を図ります。		
	○全国消費生活情報ネットワークシステムを活用した消費者相談の実施	協働推進課	
② 消費生活情報の収集・提供	商品・サービスの質や販売方法など、消費生活情報の収集、提供体制を強化します。		
	○広報紙、ホームページ等での相談実例の情報提供	協働推進課	

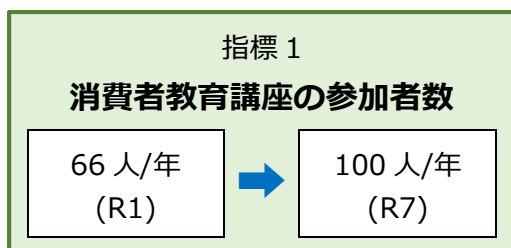
(2) 消費者意識の啓発

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 消費者団体の育成	消費者団体の活動をより充実するため、多様な消費者団体の組織化や活動の支援を行い、消費者自身が主体的に活動できる場を提供します。		
	○消費者団体の支援	協働推進課	
② ライフステージに応じた消費者教育の推進	対象者の年齢や特性に応じて消費者教育講座を開催するなど、ライフステージに応じた消費者教育の推進に努めます。特に、若者や高齢者の消費者被害を防止するため、地域と連携して見守り活動を実施します。		
	○消費者教育講座等の実施 ○消費生活展の推進	協働推進課	
	○地域による見守りネットワークの推進	協働推進課 高齢福祉課	

(3) 多重債務者への支援

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
多重債務者への支援	関係機関と連携し、生活困難な状況にある多重債務者に対する相談等を実施します。		
	○消費者相談の実施	協働推進課	
	○市民なやみごと相談窓口の充実【再掲】 ◎東京都生活再生相談窓口等の関係機関との連携の強化 ◎家計改善事業の充実	福祉総務課	

成果指標



2 雇用

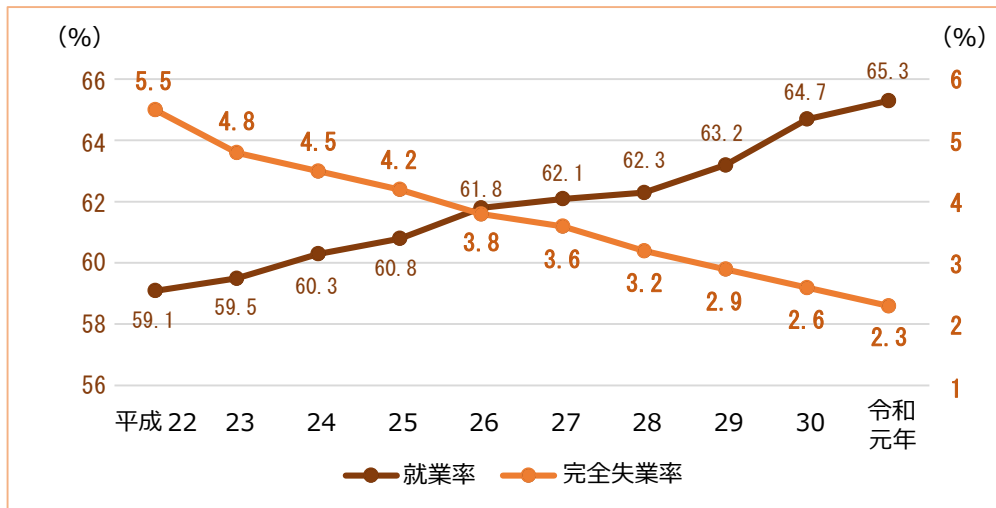
現状と課題

令和元年度までは雇用・所得環境の改善が続く中で各種施策の効果もあり、国内経済は回復基調が見られましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、国内経済は極めて厳しい状況が続いており、今後は完全失業率などが上昇すると見込まれています（図 2-13 参照）。

また、就職者全体に占める非正規雇用者の割合は 4 割弱となっており、求人と求職ニーズの不一致による雇用のミスマッチが生じているなどの課題もあります。

本市においても、生活環境等の変化により多様な働き方を求める求職者に対し、状況に応じた様々な雇用機会の確保を図りつつ、就労に必要な知識や技術の習得、求職活動の支援を充実していく必要があります。

図 2-13 東京都の就業率・完全失業率の推移（各年平均）

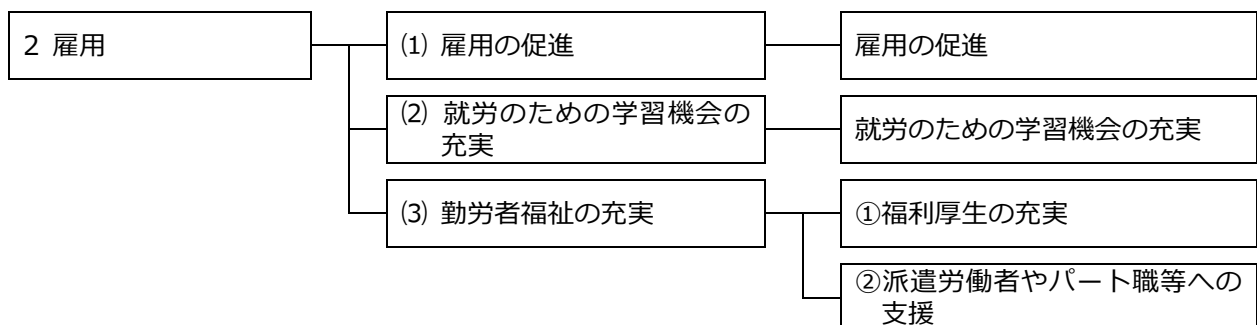


出典 東京都総務局資料


基本方針

一人一人の状況に応じた雇用を確保するため、雇用機会の拡充、就労支援事業等による就労に必要な知識、技術習得の促進及び求職活動の支援等に努めるとともに、企業に対しては安心して働ける労働環境づくりや勤労者福祉の充実を要請していきます。


施策の体系・内容




(1) 雇用の促進

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
雇用の促進	<p>ハローワークと連携した求人情報の提供や相談会などの開催により、雇用の促進を図ります。</p> <p>また、雇用の確保に向けて、企業誘致条例に基づく企業の誘致に努めます。</p> <p>さらに、高齢者や障害のある人の雇用拡大のための支援を行います。</p>		
	○求人情報の提供 ○相談会の開催	産業観光課	
	○シルバー人材センター活動の支援【再掲】 ○市民なやみごと相談窓口の充実【再掲】 ◎就労支援事業の充実	福祉総務課	
	○障害者就労支援センターの運営【再掲】	障害福祉課	


(2) 就労のための学習機会の充実

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
就労のための学習機会の充実	<p>職業訓練機関等との連携により求職者の知識や技術の習得を促進し、就労機会の拡大を支援するとともに、多様化する雇用環境に関する情報の提供や労働制度の周知に努めます。</p> <p>また、女性の自分らしい働き方へのチャレンジを総合的に支援するため、セミナー等を開催することにより、女性の活躍推進の機運を高めます。</p>		
	○職務能力向上、就労継続支援の実施 ○雇用環境・労働制度に関する情報の提供 ○相談会の開催【再掲】	産業観光課	
	○ウィメンズチャレンジプロジェクト(*39)の実施	協働推進課	

(3) 勤労者福祉の充実

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 福利厚生 の充実	<p>中小企業の従業員への福利厚生の充実を図るため、中小企業退職金共済制度等の周知と利用促進に努めます。</p> <p>また、民間の福利厚生施設と公的施設との相互利用について検討し、余暇活動の充実と健康増進を図ります。</p>		
	○中小企業退職金共済制度等の周知	産業観光課	

(*39)ウィメンズチャレンジプロジェクト：結婚、出産、介護等で、一度離職した女性の再就職など、女性の就労を支援する事業

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
②派遣労働者やパート職等への支援	正社員・職員以外の派遣労働者やパートやアルバイト職で働く市民の雇用環境の充実、待遇改善及び安定雇用へ向けて、関係機関とともに企業などへの啓発活動に努めます。		
	○待遇改善、安定雇用に向けた企業等への啓発活動	産業観光課	

成果指標

